

香川県報



外号
平成17年

3月29日(火曜日)

条 例

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

●香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	（人事・行革課）	八
●知事等の給与等の特例に関する条例（政策課 人事・行革課、教育委員会）		九
●香川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（会計課）		一三
●香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例	（政策課）	一四
●香川県消費者保護条例の一部を改正する条例	（県民参画課）	三六
●特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	（ " ）	四二
●香川県情報公開条例の一部を改正する条例	（ " ）	四四
●香川県税条例の一部を改正する条例	（税務課）	四八
●職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例	（人事・行革課）	四八
●職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	（人事・行革課、教育委員会）	四九
●香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例	（人事・行革課）	五二
●香川県恩給通算条例等の一部を改正する条例	（人事・行革課、職員課、人事委員会）	五二
●香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（青少年・男女共同参画課）		五三
●香川県文化功労者年金条例の一部を改正する条例	（秘書課）	五五
●浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	（廃棄物対策課）	五六
●香川県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例	（健康福祉総務課）	五八
●香川県立斯道学園条例及び香川県子ども女性相談センター条例の一部を改正		

する条例

●香川県立保育専門学院条例の一部を改正する条例	（子育て支援課）	五九
●香川県農業審議会条例の一部を改正する条例	（ " ）	六〇
●香川県結核検査協議会条例の一部を改正する条例	（ " ）	六〇
●香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県立病院課）		六一
●香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部を改正する条例	（産業政策課）	六一
●卸売市場法施行条例の一部を改正する条例	（農業生産流通課）	六二
●香川県都市公園条例の一部を改正する条例	（都市計画課）	六二
●香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例	（ " ）	六四
●風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	（ " ）	六四
●香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ " ）	七七
●香川県営住宅条例の一部を改正する条例	（建築課）	七七
●香川県営住宅条例の一部を改正する条例	（住宅課）	七八
●公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（教育委員会）	七九
●特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例	（ " ）	八一
●香川県立学校職員及び香川県市町立学校職員負担教職員定数条例の一部を改正する条例	（ " ）	八一
●香川県文化財保護条例及び香川県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例	（ " ）	八一
●香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例	（公安委員会）	八二
●香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	（ " ）	八二
●香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	（水道局）	八四
●香川県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例	（みどり整備課）	八四
●香川県改良普及員資格試験条例及び香川県地域農業改良普及センター条例を廃止する条例	（農業経営課）	八五
●香川県魚市場条例を廃止する条例	（水産課）	八五
●香川県公共用財産管理条例を廃止する条例	（土木監理課）	八五

本号で公布された条例のあらまし

香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年香川県条例第一号）

- 1 地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、人事行政の運営等の状況の公表に關し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成十七年四月一日から施行することとした。

知事等の給与等の特例に関する条例（平成十七年香川県条例第二号）

- 1 財政再建方策に基づき、知事、副知事、出納長等の特別職の職員及び一般職の職員の給与並びに行政委員会の委員等の報酬の減額措置を講じるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年香川県条例第三号）

- 1 地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正され、長期継続契約を締結することができる契約として、新たに、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定める契約が加えられたことから、その長期継続契約を締結することができる契約を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第四号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務

に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料の一部について見直しを行い、所要の改正を行うこととした。

- 2 一部の規定は公布の日から、一部の規定は平成十七年四月一日から、一部の規定は同月二日から、一部の規定は同月九日から、一部の規定は同年十月一日から、一部の規定は規則で定める日から、それぞれ施行することとした。

香川県消費者保護条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第五号）

- 1 消費者保護基本法の一部改正により、消費者基本法への題名の改正、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の新設、事業者の責務等の拡充、県が準すべき国の基本的施策の充実及び強化並びに苦情の処理のあっせん等についての県の役割の明確化が行われた。加えて、近年、新たな形態の不当な取引行為による消費者の被害が増していることから、県民の消費生活の安定及び向上を確保するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十七年四月一日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第六号）

- 1 特定非営利活動促進法に基づく手続のオンライン化等に当たり必要な事項を定めるとともに、商業登記法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

香川県情報公開条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第七号）

- 1 香川県情報公開審査会委員の守秘義務違反に対する罰則について、香川県個人情報保護審査会委員の守秘義務違反に対する罰則との均衡を考慮してその見直しを行う等所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県税条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第八号）

1 税務行政の迅速化のため、知事の権限に属するものの一部を県税事務所等の長に委任するとともに、行政手続の明確化を図る観点から、減額申請等に必要添付書類を明記する等、所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第九号）

1 農業改良助長法の一部を改正する法律の施行により、専門技術員及び改良普及員が普及指導員に一元化されることにも、農林漁業改良普及手当の名称が農林漁業普及指導手当に改められること等、通勤手当につき六箇月定期券等最も低廉な定期券の価額を基本として一括支給を実施している国及び他の地方公共団体との均衡等を考慮すること及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定により武力攻撃災害等派遣手当が創設されたことから、所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第十号）

1 公務のために旅行する職員等に支給する旅費について、より旅行の実態に即したものとするため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第十一号）

1 新規採用者数の確保及び平準化並びに職員の年齢構成の是正を図り、職員

の新陳代謝を促すことを目的として平成十二年度から実施している定年前早期退職者の特例措置について、その特例措置の対象となる職員の範囲を拡大するとともに、実施期間を延長するため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県恩給通算条例等の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第十二号）

1 地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 一部の規定は公布の日から、一部の規定は平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第十三号）

1 青少年を取り巻くメディア環境の変化や新しい形態の業種への対応等、青少年の健全育成に向けたよりよい社会環境の整備の促進を図るため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年七月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日から、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

香川県文化功労者年金条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第十四号）

1 香川県文化功労者年金の支給を廃止するため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第十五号）

1 近年の市町合併の進展による行政区画の変更や道路交通網の発達による管

業活動範囲の広域化を踏まえ、浄化槽管理士が浄化槽の保守点検の業務について専任をする営業区域の規制について緩和を図ることに伴い、条例全体を見直し、浄化槽保守点検業者及びその業務に従事する浄化槽管理士により適正な浄化槽の保守点検の実施を確保するため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日から、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

香川県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第十六号）

1 急速な少子・高齢化の進展及び障害者、高齢者等の社会参加の広がりや踏まえ、障害者、高齢者等について、乳幼児を連れた者等を含め、日常生活又は社会生活において行動上の制限を受ける者に範囲を拡大する等所要の改正を行うこととした。

2 規則で定める日から施行することとした。

香川県立斯道学園条例及び香川県子ども女性相談センター条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第十七号）

1 児童福祉法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県立保育専門学院条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第十八号）

1 香川県立保育専門学院について、平成十七年度から学校教育法に基づく専修学校の専門課程にすることに伴い、入学資格等について所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県薬事審議会条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第十九号）

1 香川県薬事審議会の委員の委嘱要件を改めるとともに、薬事法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県結核診査協議会条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第二十号）

1 結核予防法の一部改正に伴い、香川県結核診査協議会の組織及び運営を改めるため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第二十一号）

1 医療機能の充実を図るとともに、県立病院の利用及び運営の状況を考慮し、その病床数について所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第二十二号）

1 依然として続く厳しい景気・雇用情勢を踏まえ、引き続き積極的な企業誘致による新たな雇用の創出及び産業の活性化を図るため、緊急の経済雇用対策であるこの条例による県税の特別措置を平成二十一年三月三十一日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

- 卸売市場法施行条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第二十三号）
- 1 最近における卸売市場をめぐる環境の変化への対応から、卸売市場の一部が改正されたことに伴い、地方卸売市場においても同様に適正な品質管理の推進等を図る必要があるため、所要の改正を行うこととした。
 - 2 公布の日から施行することとした。

- 香川県都市公園条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第二十四号）
- 1 都市公園法の一部改正に伴い、都市公園における監督処分に関する規定を整備するほか、所要の改正を行うこととした。
 - 2 公布の日から施行することとした。

- 香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第二十五号）
- 1 良好な景観の形成を促進するため景観法が制定され、これに伴う屋外広告物法の一部改正により、広告物の規制対象区域の拡大、簡易除却の対象となる広告物の範囲の拡充及び違反広告物の除却後の取扱手続に関する規定が整備され、並びに屋外広告物の登録制度が新たに導入されたことなどに伴い、所要の改正を行うこととした。
 - 2 平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、同年十月一日から施行することとした。

- 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第二十六号）
- 1 電気通信事業法及び文化財保護法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
 - 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成十七年四月一日から施行することとした。

- 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第二十七号）
- 1 都市計画法の規定による開発許可申請等に係る書類の経由事務について、その対象となる書類の範囲及び市町を追加するため、所要の改正を行うこととした。
 - 2 平成十七年四月一日から施行することとした。

- 香川県営住宅条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第二十八号）
- 1 県営住宅の入居に関する手続及び入居の資格要件を変更することにより、入居希望者の負担の軽減及び入居要件の厳格化を図るとともに、老人等の同居する世帯等の入居に配慮した選考方法等の制度を設けるため、所要の改正を行うこととした。
 - 2 平成十七年四月一日から施行することとした。

- 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第二十九号）
- 1 通勤手当につき六箇月定期券等最も低廉な定期券の価額を基本として一括支給を実施している国及び他の地方公共団体との均衡等を考慮すること及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定により武力攻撃災害等派遣手当が創設されたことから、所要の改正を行うこととした。
 - 2 平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

- 特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第三十号）
- 1 香川県高等学校等奨学金貸付条例の規定による高等学校等奨学金の貸付事業の経理を明確にするために特別会計を新たに設置するため、所要の改正を

行うこととした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第三十一号)

1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県文化財保護条例及び香川県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第三十二号)

1 文化財保護法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第三十三号)

1 依然として厳しい治安情勢に的確に対応し、県民が真に求めている安全と安心を確保するため、警察官の定数について所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第三十四号)

1 道路交通法の一部改正により放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の民間への委託制度が創設されたこと並びに道路交通法施行令の一部改正により免許証交付手数料等の標準額が改定されたことに伴う改正のほか、手数料の免除の対象を拡大するための改正を行うこととした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第三十五号)

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定により、武力攻撃災害等派遣手当が創設されたことから、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

香川県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例(平成十七年香川県条例第三十六号)

1 森林法の一部改正により、林業専門技術員及び林業改良指導員が一元化されて新たに林業普及指導員となり、その資格に係る林業普及指導員資格試験は、農林水産大臣が行うことになることから、都道府県において林業改良指導員資格試験を行う必要がなくなるため、この条例を廃止することとした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県改良普及員資格試験条例及び香川県地域農業改良普及センター条例を廃止する条例(平成十七年香川県条例第三十七号)

1 農業改良助長法の一部改正により、専門技術員及び改良普及員が一元化されて新たに普及指導員となり、その資格に係る普及指導員資格試験は農林水産大臣が行い、都道府県においては改良普及員資格試験を行う必要がなくなったこと及び地域農業改良普及センターについて条例で定めることを要しないこととなったことから香川県改良普及員資格試験条例及び香川県地域農業改良普及センター条例を廃止することとした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県魚市場条例を廃止する条例（平成十七年香川県条例第三十八号）

1 香川県魚市場条例は、一定規模未満の魚市場について、鮮魚介類の売買その他の取引の公正かつ円滑な実施を図ることを目的として、昭和二十五年に制定されたものであるが、市場数の減少及び水産物流通の多様化による取扱い量の激減など、魚市場を取り巻く社会経済情勢が大きく変化した現状を踏まえ、この条例を廃止することとした。

2 公布の日から施行することとした。

香川県公共用財産管理条例を廃止する条例（平成十七年香川県条例第三十九号）

1 香川県公共用財産管理条例は、国有財産である公共用財産のうち、その管理について他の法令に特別の定めがない土地（農道、水路等）について管理することを目的として制定されたものであるが、国有財産特別措置法の規定により、これら法定外公共物の市町への譲与が平成十六年度末までに完了し、その管理は、当該市町が行うこととなることから、この条例を廃止することとした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。

条 例

香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第一号

香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第二条 任命権者は、毎年七月末までに、知事に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 前項の規定により任命権者が報告すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用の状況
- 二 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況
- 三 職員の分限及び懲戒の状況
- 四 職員の服務の状況
- 五 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 六 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 七 その他職員に係る人事行政の運営に関する事項で知事が必要と認めるもの

(人事委員会の報告)

第三条 人事委員会は、毎年七月末までに、知事に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

2 前項の規定により人事委員会が報告すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 職員の競争試験及び選考の状況
- 二 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び御告の状況
- 三 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況
- 四 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

(人事行政の運営等の状況の公表)

第四条 知事は、第二条第一項及び前条第一項の規定による報告を受けたときは、毎年九月末までに、第二条第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条第一項の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、県公報への登載その他の適当な方法により行うものとする。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項は、知事が定める。

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

知事等の給与等の特例に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二号

知事等の給与等の特例に関する条例

(知事等の給与の特例)

第一条 知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の受ける給料月額額は、平成十七年度においては、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和三十六年香川県条例第四号）第三条の規定にかかわらず、同条例別表第一に掲げる給料月額から当該額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

一 知事 百分の二十

二 副知事及び出納長 百分の十五

三 常勤の監査委員 百分の十三

2 知事等の受ける期末手当の額は、平成十七年度においては、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例第四条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に前項各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(教育長の給与の特例)

第二条 教育長の受ける給料月額額は、平成十七年度においては、教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和四十年香川県条例第一号。以下「教育長給与条例」という。）第三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に百分の十五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

2 教育長の受ける期末手当の額は、平成十七年度においては、教育長給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から当該額に百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(職員の給与の特例)

第三条 職員の給与に関する条例（昭和三十六年香川県条例第五号。以下「職員給与条例」という。）又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十九年香川県条例第八号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）のうち、職員給与条例第七条の二第二項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員又は学校職員給与条例第二十一条に規定する管理手当の支給を受ける職員（以下「特別調整額等受給職員」という。）の受ける給料月額額は、平成十七年度においては、職員給与条例第三条から第四条まで並びに学校職員給与条例第五条及び第七条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び

義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年香川県条例第二十五号。以下「特別措置条例」という。）第四条の規定により給料とみなされる教職調整額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

- 一 職員給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の職務の級十一級の職員 百分の十
- 二 行政職給料表の職務の級十級の職員 百分の九
- 三 行政職給料表の職務の級九級の職員 百分の八
- 四 行政職給料表の職務の級七級又は八級の職員 百分の七
- 五 職員給与条例第三条第二号に規定する公安職給料表（以下「公安職給料表」という。）の職務の級十級の職員 百分の九
- 六 公安職給料表の職務の級九級の職員 百分の八
- 七 公安職給料表の職務の級八級の職員 百分の七
- 八 職員給与条例第三条第三号に規定する研究職給料表（以下「研究職給料表」という。）の職務の級五級の職員 百分の七
- 九 職員給与条例第三条第四号イに規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の職務の級四級の職員 百分の九
- 十 職員給与条例第三条第四号ロに規定する医療職給料表（二）（以下「医療職給料表（二）」という。）の職務の級八級の職員 百分の九
- 十一 医療職給料表（三）の職務の級七級の職員 百分の八
- 十二 医療職給料表（四）の職務の級六級の職員 百分の七
- 十三 職員給与条例第三号ハに規定する医療職給料表（五）（以下「医療職給料表（五）」という。）の職務の級七級の職員 百分の九
- 十四 医療職給料表（六）の職務の級六級の職員 百分の七
- 十五 職員給与条例第三号ニに規定する大学教育職給料表（以下「大学教育職給料表」という。）の職務の級五級の職員 百分の九
- 十六 学校職員給与条例第五条第一号に規定する高等学校等教育職給料表（以下「高等学校等教育職給料表」という。）の職務の級四級の職員 百分の八
- 十七 高等学校等教育職給料表の職務の級二級又は三級の職員 百分の七
- 十八 学校職員給与条例第五条第二号に規定する中学校及び小学校教育職給料表（以下「中学校及び小学校教育職給料表」という。）の職務の級四級の職員 百分の八
- 十九 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級三級の職員 百分の七
- 20 特別調整額等受給職員の受ける給料の調整額は、平成十七年度においては、学校職員給与条例第十四条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に前項第十六号から第十九号までに掲げる職員の区分に応じて同項第十六号から第十九号までに定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。
- 21 特別調整額等受給職員の受ける期末手当の額は、平成十七年度においては、職員給与条例第十四条の五第二項から第六項まで及び学校職員給与条例第二十四条の三第二項から第五項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて

当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

一 行政職給料表の職務の級十一級の職員 百分の十二

二 行政職給料表の職務の級十級の職員 百分の十

三 行政職給料表の職務の級七級以上九級以下の職員 百分の七

四 公安職給料表の職務の級十級の職員 百分の十

五 公安職給料表の職務の級八級又は九級の職員 百分の七

六 研究職給料表の職務の級五級の職員 百分の七

七 医療職給料表(一)の職務の級四級の職員 百分の十

八 医療職給料表(二)の職務の級八級の職員 百分の十

九 医療職給料表(三)の職務の級六級又は七級の職員 百分の七

十 医療職給料表(四)の職務の級七級の職員 百分の十

十一 医療職給料表(五)の職務の級六級の職員 百分の七

十二 大学教育職給料表の職務の級五級の職員 百分の十

十三 高等学校等教育職給料表の職務の級二級以上四級以下の職員 百分の七

十四 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級三級又は四級の職員 百分の七

4 特別調整額等受給職員の受ける勤勉手当の額は、平成十七年度においては、職員給与条例第十四

条の八第一項から第四項まで及び学校職員給与条例第二十四条の六第二項から第四項までの規定に

かかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に前項各号に掲げる職員の区分に応じて

当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた

額）を減じて得た額とする。

5 特別調整額等受給職員の受ける給料の特別調整額又は管理職手当の額は、平成十七年度において

は、職員給与条例第七条の二第二項及び学校職員給与条例第二十一条の規定にかかわらず、これら

の規定により定められる額から当該額に百分の二十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があ

るときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、調整手当の額の算定基礎となる

給料の特別調整額については、この限りでない。

第四条 職員（特別調整額等受給職員を除く。）の受ける給料月額は、平成十七年度においては、職

員給与条例第三条から第四条まで並びに学校職員給与条例第五条及び第七条の規定にかかわらず、

これらの規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定

める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び特別措置条例第三条第一項

に規定する教職調整額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

一 行政職給料表の職務の級八級の職員 百分の六

二 行政職給料表の職務の級三級以上七級以下の職員 百分の五

三 行政職給料表の職務の級一級又は二級の職員 百分の四

四 公安職給料表の職務の級八級又は九級の職員のうち警視をもって充てる職にある職員 百分の

七

五 公安職給料表の職務の級八級の職員（警視をもって充てる職にある職員を除く。） 百分の六

六 公安職給料表の職務の級二級の職員（九号給以下の職員を除く。）又は三級以上七級以下の職

員 百分の五

七 公安職給料表の職務の級一級の職員又は二級の九号給以下の職員 百分の四

八 研究職給料表の職務の級四級又は五級の職員 百分の六

九 研究職給料表の職務の級二級の職員(六号給以下の職員を除く。)又は三級の職員 百分の五

十 研究職給料表の職務の級一級の職員又は二級の六号給以下の職員 百分の四

十一 医療職給料表(一)の職務の級三級又は四級の職員 百分の六

十二 医療職給料表(一)の職務の級二級の職員 百分の五

十三 医療職給料表(一)の職務の級一級の職員 百分の四

十四 医療職給料表(二)の職務の級六級の職員 百分の六

十五 医療職給料表(二)の職務の級三級以上五級以下の職員 百分の五

十六 医療職給料表(二)の職務の級一級又は二級の職員 百分の四

十七 医療職給料表(三)の職務の級六級の職員 百分の六

十八 医療職給料表(三)の職務の級三級以上五級以下の職員 百分の五

十九 医療職給料表(三)の職務の級一級又は二級の職員 百分の四

二十 大学教育職給料表の職務の級四級又は五級の職員 百分の六

二十一 大学教育職給料表の職務の級二級の職員(六号給以下の職員を除く。)又は三級の職員 百分の五

二十二 大学教育職給料表の職務の級一級の職員又は二級の六号給以下の職員 百分の四

二十三 高等学校等教育職給料表の職務の級三級の職員 百分の六

二十四 高等学校等教育職給料表の職務の級二級の職員(六号給以下の職員を除く。) 百分の五

二十五 高等学校等教育職給料表の職務の級一級の職員又は二級の六号給以下の職員 百分の四

二十六 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級三級又は四級の職員 百分の六

二十七 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級二級の職員(九号給以下の職員を除く。) 百分の五

二十八 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級一級の職員又は二級の九号給以下の職員 百分の四

2 職員(特別調整額等受給職員を除く。)の受ける給料の調整額は、平成十七年度においては、学校職員給与条例第十七条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に前項第一号から第三号までに掲げる職員の区分に応じて同項第二十三号から第二十八号までに定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

3 職員給与条例第三条の二の規定の適用を受ける職員の受ける給料月額額は、平成十七年度においては、同条及び第一項第二十号の規定にかかわらず、同条の規定に基づき人事委員会が定める額から当該額に百分の十三を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

4 職員給与条例第三条の二の規定の適用を受ける職員の受ける期末手当の額は、平成十七年度において、職員給与条例第十四条の五第二項から第六項までの規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に百分の十三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

れを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

5 公安職給料表の職務の級八級又は九級の職員(特別調整額等受給職員を除く。)のうち警視をもつて充てる職にある職員の受ける期末手当の額は、平成十七年度においては、職員給与条例第十四条の五第二項から第六項までの規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に百分の七を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

6 公安職給料表の職務の級八級又は九級の職員(特別調整額等受給職員を除く。)のうち警視をもつて充てる職にある職員の受ける勤働手当の額は、平成十七年度においては、職員給与条例第十四条の八第二項から第四項までの規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に百分の七を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

(行政委員会の委員等の報酬の特例)

第五条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例(昭和二十二年香川県条例第九号)第二条第一項第一号から第九号までに掲げる者(報酬を月額で受ける者に限る。)の受ける報酬の月額は、平成十七年度においては、同項第一号から第九号までの規定にかかわらず、同項第一号から第九号までに定める月額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この条例は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

香川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第三号

香川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百六十七条の十七の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第二条 地方自治法施行令第五百六十七条の十七に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

る。

- 一 物品を借り入れる契約(当該物品に係る役務の提供が含まれる契約を含む。)で、商慣習上契約期間が一年を超え契約を締結することが一般的であるもの
- 二 庁舎、公の施設等の管理に関する業務その他継続的に行うことを必要とする業務で、毎年四月一日から当該業務に係る役務の提供を受ける必要のあるものを委託する契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

許可申請手数料

三十六年厚生省令第
 五十二の二の項及び二
 五十二の二の項、二百
 五十四の二の項にお
 いて「省令」という。
 第二十六條第一項第三
 号に規定する区分に係
 る医薬品（以下「無菌
 医薬品」という。）に
 係るもの
 省令第二十六條第一項
 第四号に規定する区分
 に係る医薬品（以下「
 一般医薬品」という。）
 に係るもの
 省令第二十六條第一項
 第五号に規定する区分
 に係る医薬品（以下「
 包装等医薬品」という。）
 に係るもの
 省令第二十六條第二項
 第一号に規定する区分
 に係る医薬品（以下「
 一般体外診断用医薬品」
 という。）に係るもの
 省令第二十六條第二項
 第二号に規定する区分
 に係る医薬品（以下「
 包装等体外診断用医薬
 品」という。）に係る
 もの

一件 七万五千円
 一件 四万円
 一件 四万円
 一件 七万五千円

四万円
 七万五千円
 四万円
 七万五千円

別表第一 第一表 手数料の部 二百五十一の項の次に次のように加える。

二百五十一の二 薬局製造販 売医薬品製造業許可申請手 数料	一件 一万千円
-------------------------------------	------------

別表第一 第二表 手数料の部 二百五十二の項の次に次のように加える。

二百五十二の二 医薬部外品 省令第二十六條第三項 一件	七万二千円
--------------------------------	-------

<p>製造業許可申請手数料</p> <p>第一号に規定する区分に係る医薬部外品(以下「無菌医薬部外品」といふ。)に係るもの</p> <p>省令第二十六条第三項 一件 四万円</p> <p>第二号に規定する区分に係る医薬部外品(以下「一般医薬部外品」といふ。)に係るもの</p> <p>省令第二十六条第三項 一件 三万二千元</p>	<p>業許可申請手数料</p> <p>二百五十三の二化粧品製造</p> <p>省令第二十六条第四項 一件 四万円</p> <p>第一号に規定する区分に係る化粧品に係るもの</p> <p>省令第二十六条第四項 一件 三万二千元</p>	<p>二百五十四の二医療機器製造業許可申請手数料</p> <p>省令第二十六条第五項 一件 九万円</p> <p>第二号に規定する区分に係る医療機器(以下「滅菌医療機器」といふ。)に係るもの</p> <p>省令第二十六条第五項 一件 七万五千元</p> <p>第三号に規定する区分に係る医療機器(以下「一般医療機器」といふ。)に係るもの</p> <p>省令第二十六条第五項 一件 四万円</p> <p>第四号に規定する区分に係る医療機器(以下「包装等医療機器」といふ。)に係るもの</p> <p>省令第二十六条第五項 一件 四万円</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第一 第一表 手数料の部に二百五十四の項の次に次のように加える。

別表第一 第一表 手数料の部に二百五十三の項の次に次のように加える。

	い。に係るもの		
別表第一 第二表 手数料の部二百六十一の項の次に次のように加える。	二百六十一の二 医薬品製造 販売承認申請手数料 の 医療用医薬品に係るもの 一件 日本薬局方医薬品に係るもの 一件 その他の医薬品に係るもの 一件	二十万四千円 四万五千円 七万五千円	
別表第一 第二表 手数料の部二百六十二の項の次に次のように加える。	二百六十二の二 薬局製造販売 医薬品製造販売承認申請 手数料 一品目	九十円	
別表第一 第二表 手数料の部二百六十四の項の次に次のように加える。	二百六十四の二 医薬部外品 製造販売承認申請手数料	一件	四万円
別表第一 第二表 手数料の部二百六十五の項の次に次のように加える。	二百六十五の二 医療機器製造 販売承認申請手数料 二百六十五の三 医薬品適合 性調査申請手数料 の 無菌医薬品に係るもの 一件 一般医薬品に係るもの 一件 包装等医薬品に係るもの 一件 包装等体外診断用医薬 品に係るもの 一件 包装等体外診断用医 薬品に係るもの 一件 定期調査時における調 査申請 無菌医薬品に係るもの 一件	一件 一件 一件 一件 一件 一件 一件 一件 一件 一件 一件 一件	十万二千円 五万円 三万円 一万五千円 三万円 一万五千円 三万円 一万五千円 三万円 一万五千円 三万円 一万五千円
	た額を加算した額	た額を加算した額	た額を加算した額

<p>二百六十五の四 医薬部外品 適合性調査申請手数料</p>		<p>製造販売承認申請時に おける調査申請 無菌医薬部外品に係 るもの 一件 一万円</p> <p>一般医薬部外品に係 るもの 一件 三万円</p> <p>包装等医薬部外品に 係るもの 一件 一万五千元</p> <p>定期調査時における調 査申請 無菌医薬部外品に係 るもの 一件 十萬四千元に申請 品目数に二千二百 円を乗じて得た額 を加算した額</p> <p>一般医薬部外品に係 るもの 一件 七萬三千元に申請 品目数に千二百円 を乗じて得た額を 加算した額</p>	<p>包装等医薬部外品に 係るもの 一件 三萬八千元に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額</p>
<p>一般医薬品に係るもの 一件 七萬三千元に申請 品目数に千二百円 を乗じて得た額を 加算した額</p>	<p>包装等医薬品に係る もの 一件 三萬八千元に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を 加算した額</p>	<p>一般体外診断用医薬 品に係るもの 一件 七萬三千元に申請 品目数に千二百円 を乗じて得た額を 加算した額</p>	<p>包装等体外診断用医 薬品に係るもの 一件 三萬八千元に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額</p>

二百六十五の五 医療機器適
合性調査申請手数料

製造販売承認申請時に
おける調査申請

減菌医療機器に係る 一件
一般医療機器に係る 一件
包装等医療機器に係る 一件
定期調査時における調
査申請

減菌医療機器に係る 一件
一般医療機器に係る 一件
もの
包装等医療機器に係る 一件

包装等医療機器に係る 一件
もの
包装等医療機器に係る 一件

五万円

三万円

一万五千円

十万四千円に申請

品目数に二千二百

円を乗じて得た額

を加算した額

七万三千円に申請

品目数に千二百円

を乗じて得た額を

加算した額

三万八千円に申請

品目数に五百円を

乗じて得た額を加

算した額

二百八十五の三 輸出入医薬
品適合性調査申請手数料

輸出入医薬品の製造の
届出時における調査申
請

無菌医薬品に係るも
の 一件
一般医薬品に係るも
の 一件
包装等医薬品に係る
もの 一件

一般体外診断用医薬
品に係るもの 一件
包装等体外診断用医
薬品に係るもの 一件

五万円

三万円

一万五千円

三万円

一万五千円

別表第一 第二表 手数料の部 二百八十五の二の項の次に次のように加える。

<p>二百八十五の四 輸出用医薬 部 外品適合性調査申請手数料</p>	<p>料</p>
<p>無菌医薬品に係るもの 一般医薬品に係るもの 包装等医薬品に係るもの 品に係るもの 一般体外診断用医薬 品に係るもの 包装等体外診断用医 薬品に係るもの</p>	<p>無菌医薬品に係るもの 一件 一般医薬品に係るもの 一件 包装等医薬品に係るもの 一件 品に係るもの 一件 一般体外診断用医薬 品に係るもの 一件 包装等体外診断用医 薬品に係るもの 一件</p>
<p>輸出用医薬部外品の製 造の届出時における調 査申請 無菌医薬部外品に係 るもの 一件 一般医薬部外品に係 るもの 一件 包装等医薬部外品に 係るもの 一件 定期調査時における調 査申請 無菌医薬部外品に係 るもの 一件 一般医薬部外品に係 るもの 一件</p>	<p>五万円 三万円 一万五千元 十万四千元に申請 品目数に二千二百 円を乗じて得た額 を加算した額 七万三千元に申請 品目数に二千二百 円を乗じて得た額 を乗じて得た額 を算した額 五万円 三万円 一万五千元 十万四千元に申請 品目数に二千二百 円を乗じて得た額 を乗じて得た額 を算した額 七万三千元に申請 品目数に二千二百 円を乗じて得た額 を乗じて得た額 を算した額 三万八千元に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額 三万八千元に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額 三万八千元に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額 七万三千元に申請 品目数に二千二百 円を乗じて得た額 を算した額 七万三千元に申請 品目数に二千二百 円を乗じて得た額 を算した額 三万八千元に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額 三万八千元に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額 七万三千元に申請 品目数に二千二百 円を乗じて得た額 を算した額 七万三千元に申請 品目数に二千二百 円を乗じて得た額 を算した額 三万八千元に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額 三万八千元に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額 七万三千元に申請 品目数に二千二百 円を乗じて得た額 を算した額 七万三千元に申請 品目数に二千二百 円を乗じて得た額 を算した額</p>

二百八十五の五 輸出用医療機器適合性調査申請手数料	輸出用医療機器の製造の届出時における調査申請	減菌医療機器に係る 一件 五万円 一般医療機器に係る 一件 三万円 包装等医療機器に係る 一件 一万五千元	定期調査時における調査申請	減菌医療機器に係る 一件 十万四千元に申請 品目数に二千二百円を乗じて得た額を加算した額	一般医療機器に係る 一件 七万三千元に申請 品目数に千二百円を乗じて得た額を加算した額	包装等医療機器に係る 一件 三万八千元に申請 品目数に五百円を乗じて得た額を加算した額
---------------------------	------------------------	-------------------------------------------------------------	---------------	-------------------------------------------------	------------------------------------------------	------------------------------------------------

係るもの 包装等医薬部外品に	一件	三万八千元に申請 品目数に五百円を乗じて得た額を加算した額
-------------------	----	----------------------------------

二百八十五の五 輸出用医療機器適合性調査申請手数料	減菌医療機器に係る 一件 五万円 一般医療機器に係る 一件 三万円 包装等医療機器に係る 一件 一万五千元	定期調査時における調査申請	減菌医療機器に係る 一件 十万四千元に申請 品目数に二千二百円を乗じて得た額を加算した額	一般医療機器に係る 一件 七万三千元に申請 品目数に千二百円を乗じて得た額を加算した額	包装等医療機器に係る 一件 三万八千元に申請 品目数に五百円を乗じて得た額を加算した額
---------------------------	-------------------------------------------------------------	---------------	-------------------------------------------------	------------------------------------------------	------------------------------------------------

二百八十五の五 輸出用医療機器適合性調査申請手数料	減菌医療機器に係る 一件 五万円 一般医療機器に係る 一件 三万円 包装等医療機器に係る 一件 一万五千元	定期調査時における調査申請	減菌医療機器に係る 一件 十万四千元に申請 品目数に二千二百円を乗じて得た額を加算した額	一般医療機器に係る 一件 七万三千元に申請 品目数に千二百円を乗じて得た額を加算した額	包装等医療機器に係る 一件 三万八千元に申請 品目数に五百円を乗じて得た額を加算した額
---------------------------	-------------------------------------------------------------	---------------	-------------------------------------------------	------------------------------------------------	------------------------------------------------

別表第一 第二表 手数料の部 三百十九の項から三百二十一の項までを次のように改める。	二百十九及び三百二十 削除	三百二十一 地方卸売市場への転換許可証の再交付手数料	料	二百十九及び三百二十四 削除
		一件		七百元

別表第一 第二表 手数料の部 四百二十二の項及び四百二十四の項を次のように改める。	四百二十二及び四百二十四 削除			
-------------------------------------------	-----------------	--	--	--

第二条 香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一 第二表 使用料の部 一の施設の使用料Iの項中「十一万六千六百円」を「十一万

五千二百円」に、「二万四千元」を「二千五百円」に、「千三百六十円」に、「六百九十円」を「七百十円」に改め、同表 使用料の部 二 公の施設の 使用料 2 の項中「五十二万八千五百円」を「五十三万五千八百円」に、「二万八千九百円」を「二万九千七百円」に、「二万四千四百円」を「二万四千八百円」に改め、同表 使用料の部 二 公の施設の 使用料 4 の項中「十一万六千六百円」を「十六万七千四百円」に改め、同表 使用料の部 二 公の施設の 使用料 5 の項中「香川県立丸亀高等技術学校」を「高等技術学校」に、「八千元」を「一万二千元」に改め、同表 使用料の部 二 公の施設の 使用料 14 の項中「みそ試験製造装置 一日につき 一万三千六百六十円」を「みそ試験製造装置 一日につき 一万三千六百六十円」に、「大型膜型反応装置 一日につき 五千四百円」に、「五百円」を「二千六百二十円」に改め、同表 使用料の部 二 公の施設の 使用料 15 の項中「機器使用料」を「機器使用料」大型ジャーアーム」に、「ソケット」を「ソケット(三十リットル)」に改め、同表 使用料の部 二 公の施設の 使用料 17 の項及び 18 の項を次のように改める。

17 香川県新規産業創出支援センター	インキュベート工房使用料	利用開始日から起算して五年を経過した	一日の属する月(その日の属する月)の翌月の初日であるときは、その日の属する月)以降	利用開始日から起算して五年を経過した	一日の属する月(その日の属する月)の翌月の初日であるときは、その日の属する月)以降	一月	一月	二万七千円を超えない範囲で定める額	三千円	二千五百円
		二平方メートル		二平方メートル		一月	一月			
		二時間当たり		二時間当たり						

18 香川県科学技術研究センター

会議室使用料	大会議室 千五百円 一時間当たり	小会議室 四百五十円 一時間当たり
--------	------------------------	-------------------------

午前九時前又は午後五時後の時間において電磁環境試験設備
を利用する場合その他規則で定める場合の使用料及び会議室
の附属器具の使用料は、別に規則で定める。

19 香川県立東山魁夷せとろち美術館

研究室使用料	利用開始日から起算して五年を経過した日の属する月(その日の属する月)の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで	利用開始日から起算して五年を経過した日の属する月の翌月(その日の初日であるときは、その日の属する月)以降	共同研究グループ 一月 一平方メートル	共同研究グループ 一月 一平方メートル	機器使用料 以外のもの 一時間当たり 一平方メートル	四千二百円を超えない範囲で規則で定める額
--------	------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------	---------------------------	---------------------------	-------------------------------------	----------------------

別表第一 第一表 使用料の部 二 公の施設の使用料26の項中「知的障害者福祉法」を「児童福祉法第二十一条の十第二項第一号又は知的障害者福祉法」に、「又は」を「若しくは」に改め、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料40の項の次に次のように加える。

41 香川県立東山魁夷せとろち美術館

展示室観覧料	常設の展示の場合 個人 一般 一人次ぎ一回	高等学校生徒 一人次ぎ一回	中学校生徒及び 児童 一人次ぎ一回
--------	--------------------------------	------------------	-------------------------

三百円
二百五十円
百円

団体 (二十人以上)	一般	一人につき一回	二百四十円
	高等学校生徒	一人につき一回	百二十円
	中学校生徒及び児童	一人につき一回	八十円
特別の展示の場合	香川県教育委員会が別に定める額		

別表第一 第二表 手数料の部六十七の三の項中「二頭」の下に「又は一匹」を加え、同項を同表 手数料の部六十七の四の項とし、同表 手数料の部六十七の三の項とし、「又は一匹」を加え、同項を同表 手数料の部六十七の三の項とし、同表 手数料の部六十七の項の次に次のように加える。

六十七の二 犬又は猫の引取	生後九十一日以上の犬	二頭又は一匹	二千円
手数料	又は猫		
	生後九十日以内の犬又	二頭又は一匹	二百円
	は猫		

別表第一 第二表 手数料の部中二百十五の二の項を二百十五の三の項とし、二百十五の項の次に次のように加える。

二百十五の二 香川県立保育	県内者	一件	八万四千六百円
専門学院入学金	その他の者	一件	十六万九千二百円

別表第一 第二表 手数料の部二百四十九の六の項の次に次のように加える。

二百四十九の七 医薬品製造	販売業許可更新申請手数料	項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品に係るもの	一件	十三万円
		その他の医薬品に係るもの	一件	十二万円
二百四十九の八 薬局製造販	売医薬品製造販売業許可更新申請手数料		一件	三千九百円
二百四十九の九 医薬部外品	製造販売業許可更新申請手数料	部外品以外の医薬部外品のみに係るもの	一件	四万九千円
		その他の医薬部外品に係るもの	一件	十万二千円
二百四十九の十 化粧品製造	販売業許可更新申請手数料		一件	四万九千円

別表第一 第二表 手数料の部二百五十の項を次のように改める。

二百五十 医療機器製造販売 高度管理医療機器に係 るもの 業許可更新申請手数料	二件	十二万円
管理医療機器に係るもの	一件	十一万円
一般医療機器に係るもの	一件	六万九千円

別表第一 第二表 手数料の部二百五十の二の項中「二百五十二の二の項、二百五十三の二の項及び二百五十四の二の項」を「二百五十二の項、二百五十三の項及び二百五十四の項」に改め、同表 手数料の部中二百五十一の項を削り、二百五十一の二の項を二百五十一の項とし、二百五十二の項を削り、二百五十二の二の項を二百五十二の項とし、二百五十三の項を削り、同表 手数料の部二百五十三の二の項中「第二十六条第四項第一号に規定する区分に係る化粧品」の下に「(以下「化粧品」という。)」を、「第二十六条第四項第二号に規定する区分に係る化粧品」の下に「(以下「包装等化粧品」という。)」を加え、同項を同表 手数料の部二百五十三の項とし、同表 手数料の部中二百五十四の項を削り、二百五十四の二の項を二百五十四の項とし、二百五十五の項から二百六十二の項までを次のように改める。

二百五十五 医薬品製造業許 無菌医薬品に係るもの 可更新申請手数料	一件	一万五千元
一般医薬品に係るもの	一件	四万八千元
包装等医薬品に係るもの	一件	二万五千元
の	一件	四万八千元
一般体外診断用医薬品 に係るもの	一件	四万八千元
包装等体外診断用医薬 品に係るもの	一件	二万五千元
二百五十六 薬局製造販売医 薬品製造業許可更新申請手 数料	一件	五千六百元
二百五十七 医薬部外品製造 業許可更新申請手数料	一件	四万五千元
無菌医薬部外品に係るもの	一件	四万五千元
一般医薬部外品に係るもの	一件	二万五千元
包装等医薬部外品に係るもの	一件	二万二千元
二百五十八 化粧品製造業許 化粧品に係るもの 可更新申請手数料	一件	二万五千元
包装等化粧品に係るもの	一件	二万二千元
二百五十九 医療機器製造業 許可更新申請手数料	一件	五万五千元
滅菌医療機器に係るもの	一件	五万五千元
一般医療機器に係るもの	一件	四万八千元

別表第一 第二表 手数料の部中二百六十二の二の項を二百六十三の項とし、二百六十四の項を削り、二百六十五の項を削り、二百六十五の二の項を二百六十五の三の項とし、二百六十五の四の項を二百六十五の五の項とし、二百六十五の五の項を二百六十五の四の項とし、二百六十六の項から二百六十九の項までを次のように改める。

二百六十二の二 医療機器製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料	滅菌医療機器に係るもの	一件	七万八千円
	一般医療機器に係るもの	一件	六万六千円
	包装等医療機器に係るもの	一件	三万二千円

のように加える。

別表第一 第二表 手数料の部中二百六十二の二の項を二百六十二の三の項とし、同項の前に次

二百六十一 医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料	無菌医薬部外品に係るもの	一件	六万円
	一般医薬部外品に係るもの	一件	三万五千円
	包装等医薬部外品に係るもの	一件	二万八千円
二百六十 医薬品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料	無菌医薬品に係るもの	一件	七万八千円
	一般医薬品に係るもの	一件	六万六千円
	包装等医薬品に係るもの	一件	三万二千円
	一般体外診断用医薬品に係るもの	一件	六万六千円
	包装等体外診断用医薬品に係るもの	一件	三万二千円
二百六十一 化粧品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料	一般化粧品に係るもの	一件	三万五千円
	包装等化粧品に係るもの	一件	二万八千円

二百六十六 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請の	医療用医薬品に係るもの	一件	十万円
	日本薬局方医薬品に係るもの	一件	二万四千円
	その他の医薬品に係るもの	一件	三万三千円

もの				
二百六十七 薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部	変更承認申請手数料		一品目	九十円
二百六十八 医薬部外品製造	販売承認事項一部変更承認申請手数料		一件	二万二千円
二百六十九 医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請	請手数料		一件	六万千円

別表第一 第二表 手数料の部中二百七十の項から二百七十九の項までを削り、二百八十の項を二百七十の項とし、二百八十一の項から二百八十五の項までを十項ずつ繰り上げ、二百八十五の二の項を二百七十六の項とし、同項の次に次のように加える。

二百七十七 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料			一件	一万千円
二百七十八 医療機器修理業許可申請手数料			一件	七万円
二百七十九 医療機器修理業許可更新申請手数料			一件	四万八千円
二百八十 医療機器修理区分の変更又は追加の許可申請手数料			一件	一万八千円

別表第一 第二表 手数料の部中二百八十五の三の項を二百八十一の項とし、二百八十五の四の項を二百八十二の項とし、二百八十五の五の項を二百八十三の項とし、二百八十六の項を二百八十四の項とし、二百八十七の項を二百八十五の項とし、同項の次に次のように加える。

二百八十六 医薬品、薬局製造販売医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証書換え交付手数料			一件	二万円
二百八十七 医薬品、薬局製造販売医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証再交付手数料			一件	二千九百円

別表第一 第二表 手数料の部二百八十八の項及び二百八十九の項中「医薬品」を「医薬品

薬局製造販売医薬品」に、「医療用具の製造業者しくは輸入販売業又は薬局医薬品製造業」を「医療機器の製造業又は医療機器修理業」に改め、同表 手数料の部二百九十の項及び二百九十一の項中「又は」を「高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業者しくは賃貸業の許可証又は」に改め、同項の次に次のように加える。

二百九十一の二 管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出済証交付手数料	一件	四百円
-----------------------------------	----	-----

別表第一 第二表 手数料の部二百一の項及び二百二の項を次のように改める。

二百一 香川県産業技術セン	タ－手数料	一件	千二百円
	非破壊試験	一件	千二百円
	磁粉探傷試験	一件	千二百円
	放射線透過試験	一件	二千五百八十円
	超音波探傷試験	一件	千二百円
	組織試験	一通	三百九十円
	顕微鏡試験	一件	二千九百三十円
	マクロ試験	一件	二千五百八十円
	試験成績書謄本	一通	三百九十円
	形状試験	一件	千八百八十円
	万能投影機試験	一件	千八百八十円
	形状測定	一項目	二千五百円
	金属材料試験	一通	三百九十円
	強度試験	一件	二千六百円
	丸鋼又は異形棒鋼	一件	二千六百円
	の場合	一件	二千四百四十円
	硬さ試験	一件	二千四百四十円
	応力・ひずみ試験	一件	二千五百八十円
	物理試験	一項目	千三百八十円
	特殊物理試験	一項目	四千五百円
	塩水噴霧試験	一件二十四時間	六千六百四十円
	試験成績書謄本	一通	三百九十円
	建築材料試験	一件	千二百四十円
	強度試験	一件	千二百四十円
	水圧試験	一件	千八百八十円
	き裂試験	一件	二千四十円
	耐寒試験	一測定	五千六百円

特殊定量分析	分析結果騰本	その他分析	二千七百十円
特殊定量分析	分析結果騰本	定性分析	二千七百十円
特殊定量分析	特殊定量分析	定量分析	三千三百九十円
特殊定量分析	特殊定性分析	特殊定性分析	三千三百九十円
特殊定量分析	特殊定量分析	特殊定量分析	四千五百十円
一通	分析結果騰本	その他	三百九十円
一通	分析結果騰本	実費を基準として	知事が定める額
液体分析	食品・食品原料分析	色度 <small>(醤油に限る)</small>	三百二十円
比重	屈折示度測定	P H	六百十円
塩分・塩素	全窒素・たんぱく	質	千四百十円
ホルモニル窒素	エキス	水分	千八百八十円
アルコール	全糖	直糖	千九百九十円
糖質	糖質	糖質	二千九百三十円
酸度	灰分	脂質	千四百九十円
食物繊維	エネルギ一(たん	エネルギ一(たん	一万六千六百円
糖質の量により算	糖質の量により算	糖質の量により算	二千九百三十円
出する場合)	出する場合)	エネルギ一(たん	五千三百三十円
炭水化物の量によ	炭水化物の量によ	り算出する場合)	

一件	一般生菌	千四百七十円
一件	真菌	千四百七十円
一件	大腸菌群	千四百七十円
一件	大腸菌(E. coli)	千四百七十円
一件	黄色ブドウ球菌	千七百七十円
一件	芽胞菌	千四百七十円
一件	醬油乳酸菌	二千五十円
一件	固体分析	
一件	屈折示度測定	六百十円
一件	PH	六百十円
一件	塩分・塩素	千三百十円
一件	全窒素・たんぱく	千四百六十円
一件	質	千四百五十円
一件	水分	千四百五十円
一件	アルコール	千四百四十円
一件	全糖	千四百円
一件	直糖	千四百円
一件	糖質	二万四千五十円
一件	酸度	千四百七十円
一件	N性	千五百円
一件	灰分	千六百七十円
一件	脂質	千七百九十円
一件	食物繊維	一万七千七百十円
一件	水分活性	千七百四十円
一件	エネルギー(たんぱく質の量により算出する場合)	二万四千五十円
一件	エネルギー(たんぱく質、脂質及び炭水化物の量により算出する場合)	六千三百八十円
一件	一般生菌	千四百七十円
一件	真菌	千四百七十円
一件	大腸菌群	千四百七十円
一件	大腸菌(E. coli)	千四百七十円

<p>三百一 香川県産業技術セン ター発酵食品研究所手数料</p>	
<p>食品・食品原料分析 液体分析 色度(醤油に限る) 比重 屈折示度測定 PH</p>	<p>黄色ブドウ球菌 一件 千七百七十円 芽胞菌 一件 千四百七十円 特殊分析 有機酸 一成分 四千四百九十円 無機成分 一成分 四千二百九十円 保存料 一成分 四千二百九十円 着色料 一成分 四千三百五十円 漂白剤 一成分 四千三百五十円 アミノ酸組成 一成分 四千三百円 核酸関連物質 一成分 四千四百二十円 合成甘味料 一成分 四千四百十円 ぶどう糖・しょ糖 一成分 五千九百七十円 ・果糖 一成分 五千九百七十円 機能性糖質 一成分 六千五百円 異物 一件 四千七百円 遺伝子組換え 一件 一万二千六百九十円 レグニン酸 一件 二千六百八十円 酸価(油脂の場合) 一件 二千七百円 酸価(固形物の場 一件 一万六百三十円 合) 一件 二千七百円 過酸化物価(油脂 一件 二千七百円 の場合) 過酸化物価(固形 一件 一万七十円 物の場合) 全アロテアーゼ活 一件 六千百十円 性 その他 一件 六千百十円 分析結果謄本 一通 三千九十円 機器操作指導 一時間までこと 二千七百五十円</p>
<p>一件 三百二十円 一件 六百四十円 一件 六百十円 一件 六百十円</p>	<p>一件 千七百七十円 一件 千四百七十円 一成分 四千四百九十円 一成分 四千二百九十円 一成分 四千三百五十円 一成分 四千三百五十円 一成分 四千三百円 一成分 四千四百二十円 一成分 四千四百十円 一成分 五千九百七十円 一成分 五千九百七十円 一成分 六千五百円 一件 四千七百円 一件 一万二千六百九十円 円 一件 二千六百八十円 一件 二千七百円 一件 一万七十円 一件 六千百十円 一件 六千百十円 知事が定める額 一件 三千九十円 一件 二千七百五十円</p>

塩分・塩素	一件	千円
全窒素・たんぱく	一件	千四百四十円
質	一件	千八百八十円
ホルネー化窒素	一件	千八百八十円
エキス	一件	千八百八十円
水分	一件	千七百七十円
アルコール	一件	千六百六十円
全糖	一件	千九百九十円
直糖	一件	千九百九十円
糖質	一件	二万九百三十円
酸度	一件	千七百七十円
灰分	一件	千四百九十円
脂質	一件	千五百九十円
食物繊維	一件	一万六千六百円
エネルギー(たん	一件	二万九百三十円
ぱく質、脂質及び		
糖質の量により算		
出する場合)		
エネルギー(たん	一件	五千三百三十円
ぱく質、脂質及び		
炭水化物の量によ		
り算出する場合)		
一般生菌	一件	千四百七十円
真菌	一件	千四百七十円
大腸菌群	一件	千四百七十円
大腸菌(E. coli)	一件	千四百七十円
1)		
黄色ブドウ球菌	一件	千七百七十円
芽胞菌	一件	千四百七十円
醤油乳酸菌	一件	二千五百五十円
固体分析		
屈折率測定	一件	六百四十円
PH	一件	六百四十円
塩分・塩素	一件	千三百四十円
全窒素・たんぱく	一件	千四百六十円
質	一件	千四百五十円
水分	一件	千四百五十円
アルコール	一件	千四百四十円

全糖	一件	千四百円	直糖	一件	千四百円	糖質	一件	二万四千百十四円	酸度	一件	千四百七十円	N性	一件	千五百円	灰分	一件	千六百七十円	脂質	一件	千七百九十円	食物纖維	一件	一万七千七百二十円	水分活性	一件	千七百四十円	二万四千百十四円	エネルギ- (たんぱく質、脂質及び糖質の量により算出する場合)	一件	六千三百八十円	炭水化物の量により算出する場合)	一件	千四百七十円	一般生菌	一件	千四百七十円	真菌	一件	千四百七十円	大腸菌群	一件	千四百七十円	大腸菌 (E. coli)	一件	二千百円	1 i)	一件	千七百七十円	黄色ブドウ球菌	一件	千七百七十円	芽胞菌	一件	千四百七十円	特殊分析	一件	四千四百九十円	有機酸	一分	四千四百九十円	無機成分	一分	四千二百九十円	保存料	一分	四千二百九十円	着色料	一分	四千三百五十円	漂白剤	一分	四千三百五十円	アミノ酸組成	一分	四千三百円	核酸関連物質	一分	四千四百二十円	合成甘味料	一分	四千四百十円	ぶどう糖・しよ糖	一分	五千九百七十円	・果糖	一分	五千九百七十円	機能性糖質	一分	六千五百円	異物	一件	四千七百円
----	----	------	----	----	------	----	----	----------	----	----	--------	----	----	------	----	----	--------	----	----	--------	------	----	-----------	------	----	--------	----------	---------------------------------	----	---------	------------------	----	--------	------	----	--------	----	----	--------	------	----	--------	---------------	----	------	------	----	--------	---------	----	--------	-----	----	--------	------	----	---------	-----	----	---------	------	----	---------	-----	----	---------	-----	----	---------	-----	----	---------	--------	----	-------	--------	----	---------	-------	----	--------	----------	----	---------	-----	----	---------	-------	----	-------	----	----	-------

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び次項の規定 公布の日

二 第二条の規定（次号から第六号までに掲げる規定を除く。）並びに附則第三項及び第四項の規定 平成十七年四月一日

三 第二条中香川県使用料、手数料条例別表第一 第一表 手数料の部三百八十二の項から三百八十九の項までの改正規定 平成十七年四月二日

四 第二条中香川県使用料、手数料条例別表第一 第一表 使用料の部 二 公の施設の使用料40の項の次に41の項を加える改正規定 平成十七年四月九日

五 第二条中香川県使用料、手数料条例別表第一 第一表 手数料の部六十七の三の項の改正規定 同項を同表 手数料の部六十七の四の項とする改正規定、同表 手数料の部六十七の二の項の改正

附 則
(施行期日)

十五条第四項を「第八十五条第五項」に改める。

「第五十二条第十項、第十一項又は第十四項」に改め、同表 手数料の部四百五十四の項中「第八

別表第一 第一表 手数料の部四百三十七の項中「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」を

四百十八 削除		
---------	--	--

二百円」に改め、同表 手数料の部四百十八の項を次のように改める。

別表第一 第一表 手数料の部四百十七の項中「一件」を「二通行経路」に、「千五百円」を「

三百八十二から三百八十九ま	で 削除	
---------------	------	--

別表第一 第一表 手数料の部三百八十二の項から三百八十九の項までを次のように改める。

遺伝子組換え	一件	一万二千六百九十	円
レグリン酸	一件	二千六百八十円	
酸価（油脂の場合）	一件	二千七百円	
酸価（固形物の場	一件	一万六百三十円	
合）			
過酸化物価（油脂	一件	二千七百円	
の場合）			
過酸化物価（固形	一件	一万七十円	
物の場合）			
全プロテアーゼ活	一件	六千五百円	
性			
活性炭素消去能	一件	一万千七百五十円	
その他	一件	実費を基準として	
分析結果謄本	一通	三百九十円	
機器操作指導	一時間までごと	二千七百五十円	

正規定 同項を同表 手数料の部六十七の三の項とする改正規定及び同表 手数料の部六十七の項の次に六十七の二の項を加える改正規定 平成十七年十月一日

六 第二条中香川県使用料、手数料条例別表第一 第二表 手数料の部四百三十七の項及び四百五

十四の項の改正規定 規則で定める日

(経過措置)

2 この条例の公布の日から平成十七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の香川
県使用料、手数料条例別表第一 第二表 手数料の部二百四十九の二の項中「乗事法」とあるのは

「乗事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）

第二条の規定による改正後の乗事法」と、同表 手数料の部二百四十九の四の項中「乗事法施行令」

とあるのは「乗事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政

令の整備に関する政令（平成十五年政令第五百二十五号）第一条の規定による改正後の乗事法施行

令」と、同表 手数料の部二百五十の二の項中「乗事法施行規則」とあるのは「乗事法施行規則等

の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第四百十二号）第一条及び乗事法施行規則の一部を

改正する省令（平成十六年厚生労働省令第五百十五号）の規定による改正後の乗事法施行規則」とす

る。

3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日の前日において、高等学校又は香川県立保育専門学院

に在学する者に係る授業料又は受講料の額は、第二条の規定による改正後の香川県使用料、手数料

条例（以下「新条例」という。）別表第一 第一表 使用料の部 二 公の施設の使用料 1の項及

び4の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例別表第一 第二表 手数料の部二百十五の二の項の規定は、平成十八年度に香川県立保育

専門学院に入学する者から適用する。

香川県消費者保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五号

香川県消費者保護条例の一部を改正する条例

香川県消費者保護条例（昭和五十年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県消費生活条例

「第二章 消費者の保護に関する措置（第六条―第十五条）

目次中「第五条」を「第九条」に、第三章 消費者の苦情の処理に関する措置（第十六条―第二

十四章 生活関連物資に関する緊急措置（第二十一条―第二

「第三章 消費生活に関する施策

第一節 安全の確保等（第十条―第十七条）

第二節 不当な取引行為の禁止等（第十八条―第二十条）

第十条）を 第三節 啓発活動及び教育の推進等（第二十一条―第二十三条）に、「第二十四

十三条）」 第四節 生活関連商品に関する措置（第二十四条―第二十六条）

第三章 苦情の処理等（第二十七条―第三十条）

第四章 香川県消費生活審議会（第三十一条―第三十六条）

「

条―第二十六条」を「第三十七条―第三十九条」に改める。

第二十六条を第三十九条とする。

第二十五条第一項第一号中「第七条、第七条の三又は第二十三条」を「第十一条、第十六条第二項、第十九条又は第二十六条」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十四条第一項中「第七条、第七条の三又は第二十三条」を「第十一条、第十六条第二項、第十九条又は第二十六条」に改め、第五章中同条を第三十七条とする。

第四章を次のように改める。

第四章 香川県消費生活審議会

（設置）

第三十一条 知事の諮問に応じ、消費者施策の計画的な推進に関する事項その他の消費者施策に関する重要な事項について調査審議し、及び消費者苦情についてのあつせん又は調停を行うため、香川県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、県民の消費生活に関する事項について知事に意見を述べる

ことができる。

（組織）

第三十二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

1 消費者の意見を代表する者

2 事業者の意見を代表する者

3 学識経験を有する者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第三十二条 審議会は、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第三十四条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところ

による。

（消費者苦情処理委員会）

第三十五条 審議会は、消費者苦情のあつせん又は調停を行わせるため、消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから、事件ごとに会長が指名する。

3 委員会に、委員長を置き、会長の指名する当該委員会の委員がこれに当たる。

4 委員長は、当該委員会の事務を掌理する。
5 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
6 審議会は、その定めるところにより、委員会の方議をもつて審議会の議決とすることができる。
(補則)
第三十六条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。
第二十條第一項中「調停」を「あつせん又は調停」に改め、第三章中同條を第二十九條とし、同條の次に次の一條を加える。
(知事に対する申出)
第三十條 県民は、この條例の規定に違反する事業活動により、又はこの條例の規定に基づく知事の措置がとられていないことにより、消費者の利益が害され、又はそのおそれがあるときは、知事に對し、その旨を書面により申し出て、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この條例に基づき措置その他適当な措置をとるものとする。
3 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、第一項の規定による申出の内容及びその處理の結果を公表するものとする。
第十九條の見出しを「(香川県消費生活審議会によるあつせん等)」に改め、同條第一項中「第七條第一項」を「前條第一項」に、「委員会の調停」を「香川県消費生活審議会のあつせん又は調停」に改め、同條第二項中「委員会」を「香川県消費生活審議会」に改め、同條第四項を次のように改める。
同條第三項中「委員会」を「香川県消費生活審議会」に改め、同條第四項を次のように改める。
4 香川県消費生活審議会によるあつせん又は調停の手續に關し必要な事項は、規則で定める。
第十九條を第二十八條とする。
第十八條を削る。
第十七條の見出しを「(知事による苦情の處理)」に改め、同條に次の一項を加える。
3 知事は、消費者苦情が適切かつ迅速に處理されるよう、事業者団体、消費者団体その他關係機關との連携及び協力に努めなければならない。
第十七條を第二十七條とする。
第十六條を削る。
第三章 消費者の苦情の處理に關する措置」を「第三章 苦情の處理等」に改める。
第十五條の見出し中「組織化」を「組織化等」に改め、同條中「知事」を「県」に、「健全」を「組織化及び消費者団体の健全」に、「配慮する」を「努める」に改め、第二章中同條を第二十二條とし、同章に次の一節を加える。
第四節 生活関連商品に關する措置
(特別の調査を要する商品の指定等)
第二十四條 知事は、県民の消費生活との関連性が高い商品(以下「生活関連商品」という。)の供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがある場合又はその價格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがある場合において、当該生活関連商品の供給又は價格の安定を図る必要があると認め

めるときは、当該生活関連商品を特別の調査を要する商品として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

これを解除したときも、同様とする。

(調査の実施等)

第二十五条 知事は、前条第一項の規定により指定した商品（以下「指定生活関連商品」という。）

について、その需給の状況及び価格の動向に関し必要な調査を行い、その結果を消費者及び関係者に提供するものとする。

(勧告)

第二十六条 知事は、指定生活関連商品の供給又は価格の安定が著しく妨げられている原因が事業者

にあると認めるときは、当該指定生活関連商品の供給又は価格の安定を図るた
め、当該指定生活関連商品の売渡しその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第十四条中「知事は、消費者の保護に関する施策の策定及び」を「県は、消費者施策の」に、「消

費者問題に関する懇談会の開催、」を「消費生活に関する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、消費者施策の推進に当たつて必要と認めるときは、香川県消費生活審議会の意見を聴くものとする。

第十四条を第二十一条とする。

第八条から第十三条までを削る。

第七条の四を第二十条とし、同条の次に次の節名及び一条を加える。

第三節 啓発活動及び教育の推進等

(啓発活動及び教育の推進)

第二十一条 県は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消

費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消
費生活に関する教育を充実する等必要な施策を推進するものとする。

第七条の二を第十九条とする。

第七条の二中「役務の」を「サービスの」に改め、同条第一号中「役務に」を「サービスに」に、「提供し」を「提供し、電子メールその他の電気通信を利用して一方的に反復して広告宣伝等を送信

することにより消費者の自発的な意思形成を妨げ」に改め、同条に次の一号を加える。

五 消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等（商品若しくはサ
ービスを供給する事業者又はその取次店等実質的にこれらを供給する者からの商品の購入若しく
は使用又はサービスの利用を条件又は原因として、信用を供与し、又は保証を受託する契約をい

う。以下同じ。）の締結を勧誘し、若しくは与信契約等を締結させ、又は与信契約等に基づく債

務の履行を迫り、若しくは当該債務を履行させる行為

第七条の二を第十八条とする。

第七条の見出しを削り、同条中「役務」を「サービス」に、「危害を及ぼし、又は及ぼす」を「安
全を害し、又は害する」に、「危害を防止する」を「安全を確保する」に改め、同条を第十一條とし、

同条の次に次の六条及び節名を加える。

(規格の適正化)

第十二条 事業者は、県民の消費生活の合理化に寄与するため、適正な規格に基づく商品及びサービスを提供するよう努めなければならない。

(計量の適正化)

第十三条 事業者は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益を被ることがないようにするため、その供給する商品及びサービスについて、適正な計量を実施するよう努めなければならない。

(広告その他の表示の適正化)

第十四条 事業者は、消費者が商品の購入若しくは使用又はサービスの利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、その供給する商品及びサービスについて、品質等に関する広告その他の表示を適正に行うよう努めなければならない。

(包装の適正化)

第十五条 事業者は、消費者が商品の購入又は使用に際しその選択等を誤ることがないようにするとともに、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資するため、その供給する商品について、過大又は過剰な包装を行わないよう努めなければならない。

(規格等の適正化の指導等)

第十六条 知事は、事業者が第十二条から前条までに規定する商品及びサービスの規格、計量、広告その他の表示及び包装の適正化を推進することについて必要な情報の提供その他の指導を行うものとする。

2 知事は、規格、計量、広告その他の表示及び包装の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(試験、検査等の実施)

第十七条 知事は、消費者施策の推進を図るため、商品についての試験、検査及び調査並びにサービスについての調査を行うとともに、必要に感じ、その結果を展示その他の方法により公表するものとする。

第二節 不当な取引行為の禁止等

第六条の見出しを削り、同条中「危害を及ぼし、又は及ぼす」を「安全を害し、又は害する」に、「役務」を「サービス」に改め、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「(安全の確保)」を付し、第二章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 安全の確保等

「第二章 消費者の保護に関する措置」を「第三章 消費生活に関する施策」に改める。
第一章を次のように改める。

第二章 総則

(目的)

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務並びに事業者団体、消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する

総合的な施策（以下「消費者施策」という。）の推進を図り、もつて県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第二条 消費者施策の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利が尊重されとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- 一 消費生活において、消費者の安全が確保されること。
- 二 商品及びサービスについて消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- 三 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること。
- 四 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
- 五 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者施策の推進は、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮して行われなければならない。

い。

（県の責務）

第三条 県は、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、社会的及び経済的状况に応じた消費者施策を講ずるものとする。

（市町に対する協力）

第四条 県は、市町が実施する当該地域の実情に即した消費生活の安定及び向上を図るための施策に協力するものとする。

（国又は他の地方公共団体との連携等）

第五条 県は、消費者施策を推進するため必要があるときは、国又は他の地方公共団体と連携を図るとともに、これらの者に対して情報の提供、調査の実施その他の協力を求めるものとする。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及びサービスについて、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 県が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及びサービスに関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するとともに、当該商品及びサービスについて品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵

守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の役割)

第七条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつゝ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第八条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第九条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の香川県消費者保護条例（以下「旧条例」という。）第七条の規定によりされた報告は改正後の香川県消費生活条例（以下「新条例」という。）第十一条の規定によりされた報告と、旧条例第七条の三の規定によりされた報告は新条例第十九条の規定によりされた報告と、旧条例第十七条の規定によりされた申出は新条例第二十七条の規定によりされた報告と、旧条例第十九条の規定によりされた調停は新条例第二十八条の規定によりされた調停と、旧条例第二十条第一項の規定によりされた援助は新条例第二十九条第一項の規定によりされた援助と、旧条例第二十一条第一項の規定によりされた指定でこの条例の施行の際現に効力を有するものは新条例第二十四条第一項の規定によりされた指定と、旧条例第二十三条の規定によりされた報告は新条例第二十六条の規定によりされた報告とみなす。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和三十三年香川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「香川県消費者苦情調停委員会」を「香川県消費生活審議会」に改める。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 綱 武 紀

香川県条例第六号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年香川県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第一条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、第一項の申請書の提出に併せて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三十一条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織が提出された書類には、その提出された書類の副本一通が添付されたものとみなす。

第五条第三項中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第一項の申請書の提出に併せて、情報通信技術利用法第三条第一項の

規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する書類が提出された場合には、その提出された書類の副本一通が添付されたものとみなす。

第八条第一項中「事業報告書等、役員名簿等及び定款等」を「書類」に改め、「同条第二項の規定による閲覧に供するため、それぞれ副本一通を添付して」を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第二十九条第一項の規定により提出する書類には、同条第二項の規定による閲覧に供するため、それぞれ副本一通を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十九条第一項の規定による書類の提出があった場合には、その提出された書類の副本一通が添付されたものとみなす。

第十条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十二条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「法第十条第一項第二号ハ」とあるのは「法第二十四条第五項において準用する法第十条第一項第二号ハ」と、同条第五項中「法第十条第一項」とあるのは「法第二十四条第五項において準用する法第十条第一項」と、同条第六項中「第一項の申請書」とあるのは「第十二条第一項の申請書」と読み替えるものとする。

第十二条第三項中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第七項中「法第十条第三項」とあるのは、「法第二十四条第五項において準用する法第十条第二項」と読み替えるものとする。

第十四条及び第十五条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十八条 法第四十四条の二に規定する手続を情報通信技術利用法に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合において、同条の規定により読み替えられた情報通信技術利用法第十二条の主務省令で定める事項は、規則で定める。

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第十条、第十四条及び第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

香川県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第七号

香川県情報公開条例の一部を改正する条例

香川県情報公開条例（平成十二年香川県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号イ中「又は試験」を「試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改める。

第三十一条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

別表第二の二の項中「二十円」を「十円」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第八号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和十九年香川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の二第一項第三号」に、「第九十

一条第一項」を「第九十一条第一項第二号」に改める。

第四十九条の二第二項中「第七十三条の二十四第二項」を「第七十三条の二十四第二項」に、「者

は、「者にあつては」に改め、「提出すべき」の下に「申告書にその取得した土地に係る住宅が

特例適用住宅であることを証明するに足る書類その他知事が必要と認める書類を、同条第二項の規定

の適用を受けようとする者にあつては当該」を加え、同条第三項中「おいて、法第七十三条の二十四

第二項の規定の適用を受けようとする者は」を「おいては」に改める。

第五十二条の二中「を知事」を「に、当該不動産を取得した日から一年以内に被収用不動産等につ

いて収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けたこと、及び当該不動産が当該被収用不動産等に代わ

るものであることを証明するに足る書類を添付して、知事」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 被収用不動産等についての収用、譲渡又は移転補償金を受けた年月日

第五十二条の三第一項中「不動産」を「当該不動産」に、「の収用又は譲渡がある」を「につ

いて収用され、譲渡し、又は移転補償金を受ける」に、「あわせて」を「併せて」に、「提出しなけ

れば」を「提出してなければ」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 被収用不動産等となるべき不動産についての収用、譲渡又は移転補償金を受ける予定年月日

第五十二条の四第一項中「を知事」を「に、当該不動産を取得した日から一年以内に被収用不動産

等について収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けたこと、及び当該不動産が当該被収用不動産等

に代わるものであることを証明するに足る書類を添付して、知事」に改め、同項第五号を次のように

改める。

五 被収用不動産等についての収用、譲渡又は移転補償金を受けた年月日

第五十二条の五中「を知事」を「に、当該譲渡担保財産を当該譲渡担保財産の設定の日から二年以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の六第一項中「が二年以内に」を「を当該譲渡担保財産の設定の日から二年以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該」に、「添付して」を「添付して、」に、「あわせて」を「併せて」に、「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改める。

第五十二条の七第一項中「を知事」を「に、当該譲渡担保財産を当該譲渡担保財産の設定の日から二年以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の八中「を知事」を「に、敷地の取得にあつてはその取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつてはその取得の日から六月以内に当該組合の組合員（参加組合員を除く。以下この条、次条及び第五十二条の十において同じ。）に当該不動産を譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の九第一項中「取得にあつては」の下に「その取得の日から」を加える。

第五十二条の十第一項中「を知事」を「に、敷地の取得にあつてはその取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつてはその取得の日から六月以内に当該譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の十一の二中「を知事」を「に、敷地の取得にあつてはその取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつてはその取得の日から六月以内に当該譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の十二の二中「を知事」を「に、敷地の取得にあつてはその取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつてはその取得の日から六月以内に当該譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の十三第一項中「取得にあつては」の下に「その取得の日から」を加える。

第五十二条の十四第一項中「を知事」を「に、敷地の取得にあつてはその取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつてはその取得の日から六月以内に当該譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の十五の見出し中「免税」を「免除」に改め、同条中「を知事」を「に、建築工事の完了の公告の日から六月以内に都市再開発法第百八条の七第一項第二号に規定する者（以下この条、次条及び第五十二条の十七において「譲渡希望者」という。）に当該不動産を譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 敷地又は施設建築物の譲渡希望者に対する譲渡年月日

第五十二条の十七の七第一項中「を知事」を「に、建築工事の完了の公告の日から六月以内に譲渡希望者に当該不動産を譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の十八の八及び第五十二条の十九の十第一項中「を知事」を「に、建築施設の部分の取得にあつては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分の取得したことを、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に、地方公共団体等が当該不動産を取得したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改め

る。

第五十二条の十の十一中「を知事」を「に、防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつてはその取得の日から三年以内、防災施設建築物の取得にあつてはその取得の日から六月以内に、

防災街区整備事業組合にあつては密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第四百四十四条第一項に規定する組合員（同法第四百四十五条に規定する参加組合員を

除く。以下この条、次条及び第五十二条の十の十三において「組合員」という。）に、事業会社にあつては同法第二百五十五条第一項第二号又は第七号に規定する者（以下この条、次条及び第五十二条の十

の十三において「権利者」という。）に当該不動産を譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 防災施設建築敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物の防災街区整備事業組合にあつては組合員に、事業会社にあつては権利者に対する譲渡年月日

第五十二条の十の十三第二項中「を知事」を「に、防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつてはその取得の日から三年以内、防災施設建築物の取得にあつてはその取得の日から六月以

内に、防災街区整備事業組合にあつては組合員に、事業会社にあつては権利者に当該不動産を譲渡し

たことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の十一中「を知事」を「に、当該不動産をその取得の日から五年以内に当該事業協同組合の組合員又は所屬員に譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の十二第二項中「五年」を「その取得の日から五年」に、「添付して」を「添付して、に、規定により、」を「規定により」に、「あわせて」を「併せて」に、「提出しなければ」を「提出してなければ」に改める。

第五十二条の十三第二項中「を知事」を「に、当該不動産をその取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所屬員に譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の十三の二中「を知事」を「に、当該土地をその取得した日から五年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する一年を経

過する日まで）に当該農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第三号に掲げる事業の実施により現物出資し

たことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 土地の売渡し若しくは交換又は現物出資年月日

第五十二条の十三の三第二項中「事業」を「農地売買等事業」に、「又は交換する」を「若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第四條第三号に掲げる事業の実施により現物出資する」

に、「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 土地の売渡し若しくは交換又は現物出資年月日

第五十二条の十三の四第一項中「を知事」を「に、当該土地をその取得した日から五年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する一年を経過する日まで）に当該農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第四條第三号に掲げる事業の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 土地の売渡し若しくは交換又は現物出資年月日

第五十二条の十四中「換地を」の下に「その取得の日から二年以内に」を加える。

第五十二条の十四の三第二項中「を知事」を「に、当該換地をその取得した日から二年以内に譲渡

したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の十四の六第一項中「を知事」を「に、土地の取得にあつてはその取得の日から五年以

内に当該土地を外国人留学生の寄宿舎の用に供したことを、家屋の取得にあつてはその取得の日から

引き続き三年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供したことを証明するに足る書類その他知

事において必要があると認める書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の十五中「を知事」を「に、当該土地をその取得した日から五年以内に農業の用に供し

たことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の十七第一項中「を知事」を「に、当該土地をその取得した日から五年以内に農業の用

に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の二十第一項中「を知事」を「に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律第四

十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引

き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知

事」に改める。

第五十二条の二十三第一項中「を知事」を「に、当該土地の取得の日から引き続き三年以上当該土

地について当該人会林野整備計画又は旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたことを証明するに

足る書類を添付して、知事」に改める。

第五十二条の二十六第一項中「を知事」を「に、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該

不動産を当該認定計画に係る事業の用に供したことを証明するに足る書類その他事において必要が

あると認める書類を添付して、知事」に改める。

第三百二条の四中「の各号」を削り、「当該」を「六月以内に」を「に係る自動車

をその取得の日から六月以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該」に、「あ

わせて」を「併せて」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第五号を次のように

改める。

五 譲渡担保財産に係る自動車の取得年月日

第三百二条の四第六号中「の譲渡担保財産」の下に「に係る自動車」を加える。

第三百二条の五中「の各号」を削り、「を知事」を「に、当該譲渡担保財産に係る自動車をその取得

の日から六月以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者

に移転したことを証明するに足る書類を添付して、知事」に、「行なわなければ」を「行わなければ」

に改め、同条第六号を次のように改める。

六 譲渡担保財産に係る自動車の取得年月日

第三百二条の五第七号中「の譲渡担保財産」の下に「に係る自動車」を加える。

第三百二条の六中「の各号」を削り、「を知事」を「に、当該自動車をその取得の日から一月以内に

同項に規定する理由により当該自動車販売業者に返還したことを証明するに足る書類を添付して、知

事」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

職員に給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第九号

職員に給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年香川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業改良普及及指導手当」に、「を除いた」を「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)を除いた」に改める。

第十条第二項中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第一号中「人事委員会規則」を「支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間をいう。以下この号に「応じて」を「応じ、一箇月につき」「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第三号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第三項中「交通機関等」の下に「(以下「特別急行列車等」という。)」を加え、「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額(その額が二万円を超えるときは、二万円)及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の三号を加える。

- 一 通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。)による特別急行列車等の利用に係る通勤手当
支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間をいう。以下この号及び附則第三項第一号において同じ。)につき、人事委員会規則で定める期間をいう。以下この号及び附則第三項第一号において同じ。)につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を人事委員会規則で定めるところにより算出した支給単位期間の月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額

- 二 特別急行列車等の利用に係る通勤手当(前号に掲げる通勤手当を除く。)(支給単位期間(一箇月を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間をいう。以下この号及び附則第三項第二号において同じ。)につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額が二万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を超えるときは、当該人事委員会規則で定める額
- 三 前二号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十一条の四の見出しを「(農林漁業普及指導手当)」に改め、同条第一項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に、「次の各号」を「次に」に、「者」を「もの」に改め、同項第一号中「第十四条の二第二項」を「第八条第一項」に、「専門技術員又は改良普及」を「普及指導員」に改め、同項第三号中「林業専門技術員又は林業改良指導員」を「林業普及指導員」に改め、同項第三号中「蚕業又は開拓」を削り、「行なり」を「行」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 農林漁業普及指導手当の月額、当該職員給料月額に百分の十二を超えない範囲内で人事委員

会規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第十四条の四第一項中「第十三条」を「第十一条の四、第十三条」に改める。

第十五条の二の見出しを「(災害派遣手当等)」に改め、同条第一項中「又は他の地方公共団体」

を「他の地方公共団体等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 国、他の地方公共団体等から派遣された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十四条(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、武力攻撃災害等派遣手当を支給する。

5 前項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当の額及び支給については、第二項及び第三項の規定の例による。

第十六条の三中「とし」を「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)とし」に改める。

附則第三項中「船舶」を「船舶(以下単に「船舶」という。)」に、「月額二千八百円の範囲

内で人事委員会規則で「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に」に改め、同項に次の二号を加える。

一 通勤用定期乗船券(これに準ずるものを含む。)による船舶の利用に係る通勤手当 支給単位の期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位の通勤に要する特別料金等の額。ただし、当該額を人事委員会規則で定めるところにより算出した支給単位の間の月数で除して得た額が二千八百円を超えるときは、支給単位の期間につき、二千八百円に当該支給単位の期間の月数を乗じて得た額

二 船舶の利用に係る通勤手当(前号に掲げる通勤手当を除く。) 支給単位の期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位の期間の通勤に要する特別料金等の額。ただし、当該額が二千八百円を超えるときは、当該額が二千八百円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を超えるときは、当該人事委員会規則で定める額

附則第四項中「ほか、「の下に「同項の規定による」を加える。

附 則

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定(「農林漁業改良普及及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める部分を除く。)並びに第十五条の二及び第十六条の三の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において職員に給与に關する条例第十條第一項第一号又は第三号の職

員たる要件を具備する職員のうち通勤の実情を考慮して人事委員会規則で定める職員の交通機関の利用に係る通勤手当の額については、改正後の第十條第二項第一号及び第三号の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める日の属する月までは、なお従前の例による。

職員等の旅費に關する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県条例第十号

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年香川県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「により」を「により、」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 旅行命令権者は、第四項の規定にかかわらず、知事が定める旅行について、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、口頭によりこれを行うものとする。

第五条の見出しを「(旅行命令等に従わない旅行)」に改める。

第六条第一項中「日当」を「旅行雑費」に改め、同条第五項中「陸路(鉄道を除く。以下同じ。)」を「陸路(鉄道を除く。以下同じ。)」の旅行(以下「陸路旅行」という。))に、「当り」を「当たり」に改め、同条第七項及び第八項中「当り」を「当たり」に改める。

第十条中「日当」を「旅行雑費」に改める。

第十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、旅行者が陸路旅行において公務上の必要によりやむを得ず有料の道路又は有料の駐車場を利用し、その料金を負担したときは、当該料金を相当する額として知事が定める額を車賃として支給する。

第十六条の見出しを「(旅行雑費)」に改め、同条第一項中「日当」を「旅行雑費」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 全路程にわたり公用の交通機関を利用して旅行した場合又は全路程にわたり職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等を運転して旅行した場合には、前項の規定にかかわらず、旅行雑費を支給しない。

第十六条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「日当の額」を「旅行雑費の額」に改め、同条第一号中「日当の定額の二分の一」を「県外旅行の旅行雑費の定額」に改め、同条第二号中「日当の定額」を「県外旅行の旅行雑費の定額の二分の一」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十条中「日当定額の五分」を「県外旅行の旅行雑費の定額の五分」に、「日当定額の三分」を「県内旅行の旅行雑費の定額の三分」に改める。

第二十一条第一号及びハ中「日当」を「旅行雑費」に改め、同条第二号中「第十九条第一項第一号」を「前号の規定に該当する場合を除くほか、第十九条第一項第一号」に改め、同条第二項中「日当」を「旅行雑費」に改める。

第二十三条第一号中「日当の定額の四分の一」を「県内旅行の旅行雑費の定額の二分の一」に改め、同項第二号中「日当の定額の二分の一」を「県内旅行の旅行雑費の定額」に改め、同条第二項中「前項」の下に「(第四号を除く。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、旅行者が公務上の必要によりやむを得ず有料の道路又は有料の駐車場を利用し、その料金を負担したときは、当該料金を相当する額として知事が定める額を車賃として支給する。

第二十三条第四項中「目的地において」を削り、「得ず」の下に「有料の道路又は」を、「相当

する額」の下に「として知事が定める額」を加える。

第二十四条第一号中「日当の額（路程二百キロメートル以上の県外旅行の場合には、日当の額の二分の一に相当する額）」を「旅行雑費の額」に改める。

第一表中備考以外の部分を次のように改める。

第一表（第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条関係）

旅行雑費、宿泊料及び食事料

旅行雑費（一日につき）	宿泊料（一夜につき）	県外旅行	一、三〇〇円	一、一〇〇円
		甲地方	一〇、九〇〇円	九、八〇〇円
		乙地方		二、一〇〇円

第二条 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和三十六年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

日当（一日につき）	三、三〇〇円	三、〇〇〇円
-----------	--------	--------

を

旅行雑費（一日につき）	一、六五〇円	一、五〇〇円
-------------	--------	--------

に改める。

（教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第三条 教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和四十年香川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

日当（一日につき）	一、六〇〇円	一、六〇〇円
-----------	--------	--------

を

旅行雑費（一日につき）	一、三〇〇円	一、三〇〇円
-------------	--------	--------

に改める。

（香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正）

第四条 香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和五十九年香川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

日当（一日につき）	三、三〇〇円	三、〇〇〇円
-----------	--------	--------

を

旅行雑費（一日につき）	一、六五〇円	一、五〇〇円
-------------	--------	--------

に改める。

（非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

第五条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和二十二年香川県条例第九号）の一部を次のように改正する。

日当（一日につき）	
-----------	--

旅行雑費（一日につき）	
-------------	--

香川県条例第十一号

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十七年三月二十九日

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

- この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定、第一条の規定による改正後の知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の規定、第三条の規定による改正後の教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の規定、第四条の規定による改正後の香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定及び第五条の規定による改正後の非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

「九、八〇〇円」に改める。

三、〇〇〇円	(委員会の委員が招集に応じて	会議に出席した	場合は、三、二〇〇円)	一、七〇〇円
--------	----------------	---------	-------------	--------

別表中

一、五〇〇円	(委員会の委員が招集に応じて	会議に出席した	場合は、一、六〇〇円)	一、一〇〇円
--------	----------------	---------	-------------	--------

を

「七、八〇〇円」を

香川県職員退職手当条例(昭和二十九年香川県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「十年」を「十五年」に、「平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日」に、「十五年」を「二十年」に、「対する」を「対する第三案第一項」に、「これらの規定」を「第三案第一項中」という。)「とあるのは」という。)及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数(当該年数が十年を超える場合には、十年とする。)一年につき百分の二(退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から三年を減じた年齢以下である場合にあつては、百分の三)を乗じて得た額の合計額」と、第四条第一項及び第四条の二第二項に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

香川県恩給遺算条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

香川県条例第十二号

香川県知事 真鍋 武 紀

香川県恩給通算条例の一部を改正する条例

(香川県恩給通算条例の一部改正)

第一条 香川県恩給通算条例(昭和三十三年香川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「第九条第一項」を「第九条の二第二項」に改め、同項第八号中「ろう学校」を「豊学校」に改め、同項第十号中「第百十一条」を「第百九条」に、「置かれた」を「置かれる」に改める。

(証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例の一部改正)

第二条 証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例(昭和三十六年香川県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

(一般職の任期付職員に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年香川県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この条例中第一条及び第二条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真鍋 武 紀

香川県条例第十三号

香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

香川県青少年保護育成条例(昭和二十七年香川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

「第四章の二 青少年のインターネット利用

目次中「第五章 雑則(第十八条―第二十一条)を

環境の整備(第十七条の三)

」に改める。

第二条第一号中「小学校就学の始期から十八歳に達するまで」を「十八歳未満」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面(情報通信の技術を利

用して送信された画像によりモニタ画面を通して行うものを除く。)をすることなく、販売又は貸付けを行うことができる設備を有する自動販売機又は自動貸付機をいう。

第六条第一項中「の取扱いを営業とする者」を「を販売し、貸し付け、閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者(以下「図書等取扱業者」という。)」に、「もとに」を「下に」に、「観せ」

を見せ、若しくは聴かせ」に、「しない」を「し、若しくは当該図書等を閲覧させ、若しくは視聴

させない」に改め、同条第二項中「又は幼児(以下「青少年等」という。)」を削り、「青少年等に
を「青少年に」に改め、同条第三項中「自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)
を「自動販売機等」に改める。

第八条第一項に次の一号を加える。

三 図書等であつて、表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に卑わいな姿態等を撮写
体とした写真又は描写した絵を掲載しているもの

第八条第四項中「図書等の取扱いを業とする者」を「図書等取扱業者」に改め、同条第五項中「図
書等の取扱いを業とする者」を「有害図書等の陳列場所と他の図書等の陳列
場所とを」を「青少年が容易に閲覧することができないよう規則で定める方法により有害図書等を他
の図書等と明確に」、「に陳列」を「にまとめて陳列した上で、有害図書等の販売等をする場合に
あつては、その陳列場所の見やすい箇所に、青少年には有害図書等の販売等を行うことができない旨
を掲示」に改め、同条第六項中「図書等の取扱いを業とする者」を「図書等取扱業者」に、「つかな
ければ」を「付なければ」に改め、同条第七項中「つかなければ」を「付なければ」に改め、同
条に次の二項を加える。

8 知事は、有害図書等について、第五項の規定による陳列又は掲示がされていないと認めるときは、
図書等取扱業者に対し、有害図書等の陳列方法の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告する
ことができる。

9 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者
に対し、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

第八条の二第二項及び第四項中「青少年等」を「青少年」に改め、同条第五項中「青少年等」を「
青少年」に、「つかなければ」を「付なければ」に改める。

第九条中「及び青少年が有害図書等又は有害がん具類等を購入し、又は借りることを防止する措置
が講じられていると知事が認める特定自動販売機等で屋内に設置されているもの」を削る。

第十一条中「保護育成に関係のある業務に従事する者」を「健全な保護育成に係る関係者」に改め、
「第八条第二項」の下に「第八項若しくは第九項」を加える。

第十四条中「または」を「又は」に、「能力」を「行為能力」に、「もしくは」を「若しくは」に
改める。

第十五条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる者は、正当な理由がないのに、深夜、当該興行又は営業の場所に青少年を入場させて
はならない。

一 興行を主催する者
二 個室又は他から容易に見通すことができない区画において、客に図書等の閲覧若しくは視聴又
はインターネットの利用をさせる営業を営む者

三 客にスポットをさせ、又はカラオケ装置その他の設備を設けて遊戯をさせる営業で規則で定め
るものを営む者

第十五条第四項中「興行者等」を「前項各号に掲げる者」に、「前項の」を「同項第二号若しくは
第三号に規定する」に、「規則」を「当該興行又は営業の場所に、規則」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 青少年のインターネット利用環境の整備

第十七条の三 保護者及び青少年の健全な保護育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用

するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容が著しく性的感情を刺激し、

又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認められるもの（以下「

有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に

供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィッシング（インターネット

の利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる

仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情

報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示

に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第一項第三号に規定する特定電気通信役務提

供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴する

ことがないよう、フィッシングに係る情報の提供するように努めなければならない

ない。

4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少

年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィッシングに係る情報その他必要な情報を提供す

るよう努めなければならない。

第二十四条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の

一号を加える。

三 第八条第九項の規定による知事の命令に違反した者

附 則

この条例は、平成十七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一 目次の改正規定、第一条の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、第六条第三項及び第

九条の改正規定並びに第四章の次に一章を加える改正規定 公布の日

二 第十四条の改正規定 規則で定める日

香川県文化功労者年金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県条例第十四号

香川県文化功労者年金条例の一部を改正する条例

香川県文化功労者年金条例（昭和五十年香川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県文化功労者表彰条例

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「特に」を「極めて」に、「に年金を支給し、これ

を顕彰することを目的」を「を表彰するために必要な事項を定めるもの」に改める。

第八条を次のように改める。

(表彰)

第八条 香川県文化功労者の表彰は、知事が表彰状に功労一時金又は記念品を添えて授与することに
より行う。

附 則

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に香川県文化功労者である者には、改正後の香川県文化功労者表彰条例第
八条の規定にかかわらず、平成十七年度に限り、なお従前の例により改正前の香川県文化功労者年
金条例第八条第一項に規定する年金を支給する。

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第十五号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年香川県条例第十四号）の一部を次のように改
正する。

第三条第三項中「日」の下に「（その日が香川県の休日である条例（平成元年香川県条例第一号）
第一条第一項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に
最も近い休日でない日）」を加え、同条第四項中「前項の」の下に「規定による」を加える。

第四条第一項第四号中「一の」を「浄化槽保守点検業者を営む一の」に改め、同項第五号中「専任す
る」を「専任（一の営業区域（第十一条第一項第三号ただし書の規定を適用する場合にあつては、二
以上の営業区域）のみの浄化槽の保守点検の業務に従事し、他の営業区域の当該業務に従事しないこ
とをいう。以下同じ。）をする」に改める。

第六条第一項第五号中「能力」を「行為能力」に改める。
第七条第一項中「設け、当該営業区域において浄化槽保守点検業者を営む」を「設けよう」に改め
る。

第十条第一項第三号中「の専任する」を「が専任する」に改める。
第十一条第一項中「当該営業所」を「営業所ごと」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改
める。

一 他の浄化槽保守点検業者の浄化槽の保守点検の業務に従事していないこと。
二 他の営業所の浄化槽の保守点検の業務に従事していないこと。

第十一条第一項第三号中「し尿」を「浄化槽のうちし尿」に、「の浄化槽」を「のもの」に改め、
同条第四項中「これを」の下に「第一項に規定する」を加え、「その資格を有する」を「同項に規
定する浄化槽管理士である」に、「自ら」を「が自ら」に改め、同条中第九項を第十二項とし、第八
項を第十一項とし、第七項を第十項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行ったときは、当該浄化槽の浄化槽管理者に対し、

遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付するとともに、その写しを三年間保存しなければならない。

一 浄化槽の設置場所

二 浄化槽の保守点検を行った年月日

三 浄化槽の保守点検を行った浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び住所

四 その他規則で定める事項

9 浄化槽保守点検業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、当該浄化槽の保守点検を行い、若しくは実地に監督した浄化槽管理士をして当該書面に署名若しくは記名押印をさせ、又は当該浄化槽の保守点検を行い、若しくは実地に監督した浄化槽管理士である浄化槽保守点検業者が自ら当該書面に署名若しくは記名押印をしなければならぬ。

第十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 浄化槽保守点検業者は、委託を受けた浄化槽の保守点検については、これを他人に委託してはならない。ただし、規則で定めるところにより、他の浄化槽保守点検業者に委託することについて浄化槽管理者から浄化槽の保守点検の委託を受けた浄化槽保守点検業者が当該浄化槽管理者の書面による承諾を得ているときは、他の浄化槽保守点検業者に委託することができる。

第十二条第一項第三号を次のように改める。

三 第七条第一項又は前条第四項、第五項、第八項、第九項若しくは第十二項の規定に違反したとき。

第十二条第一項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第十五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第十三条第一項を削り、同条第二項中「処分」を「登録の取消し」に改め、「香川県行政手続条例」の下に「(平成七年香川県条例第五号)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「処分」を「登録の取消し」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条に次の一項を加える。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第十九条中「五万円」を「十万円」に改め、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同条第二号中「第十一条第九項」を「第十一条第十二項」に、「虚偽」を「若しくは虚偽」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 第十一条第五項の規定に違反して浄化槽の保守点検を他人に委託した者

三 第十一条第八項の規定に違反して書面を交付せず、同項各号に掲げる事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付し、又は書面の写しを保存しなかつた者

四 第十一条第九項の規定による署名又は記名押印のない書面を同条第八項の規定により交付すべき者に対し交付した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項及び第四項並びに第十一条第一項第三号の改正規定並びに第十五条に一項を加える改正規定は公布の日から、第六条第一項第五号の改正規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十一条第五項の規定は、この条例の施行前に委託を受けた浄化槽の保守点検であつて、この条例の施行の日以後に行う浄化槽の保守点検についても、適用する。
3 改正後の第十一条第八項及び第九項の規定は、この条例の施行の日以後に行う浄化槽の保守点検について適用する。

4 この条例の施行前に改正前の第十三条第二項の規定による通知（改正前の第十二条第一項の規定による事業の停止の処分に係る聴聞に係るものに限る。）がされている場合における当該通知に係る不利益処分の手続に関しては、改正後の第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

香川県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第十六号

香川県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

香川県福祉のまちづくり条例（平成八年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「その他の」を「乳幼児を連れた者その他の」に、「に身体の機能上」を「において行動上」に改め、同条第三項中「不特定かつ」を削る。
第十条中「移転」の下に「用途の変更（用途の変更をして公共的施設とする場合を含む。）」を加え、「（以下「新築等」という。）」を削る。

第十二条第一項中「新築等を」を「新築、新設、増築、改築、移転、用途の変更（用途の変更をして特定施設とする場合を含む。）、建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）を」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（既存の特定施設等に関する特例）

第十七条の二 第十二条第一項の規定による特定施設を定める規則の規定の適用の際現に当該特定施設の新築等の工事に着手している者は、当該特定施設については、特定施設所有者等とみなす。

2 第十二条第一項の規定による特定施設を定める規則の規定の適用の際現に存する当該特定施設を所有し、又は管理する者及び前項の規定により特定施設所有者等とみなされた者については、前条第二項の規定は適用しない。ただし、当該者が第十二条第一項の規定による特定施設を定める規則の規定の適用後に当該特定施設の新築等（新築及び新設を除く。）を行った場合は、この限りでない。

第十八条中「前条」を「第十七条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後の第十二条第一項に規定する特定施設の用途の変更の工事に着手している者は、当該特定施設については、香川県福祉のまちづくり条例第十五条第一項に規定する特定施設所有者等とみなす。

3 前項の規定により香川県福祉のまちづくり条例第十五条第一項に規定する特定施設所有者等とみなされた者については、同条例第十七条第二項の規定は適用しない。ただし、当該者がこの条例の施行後に当該特定施設の改正後の第十二条第一項に規定する新築等（新築及び新設を除く。）を行つた場合は、この限りでない。

香川県立新道学園条例及び香川県子ども女性相談センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 眞鍋武紀

香川県条例第十七号

香川県立新道学園条例及び香川県子ども女性相談センター条例の一部を改正する条例

(香川県立新道学園条例の一部改正)

第一条 香川県立新道学園条例（昭和三十九年香川県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「支援する」を「支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」に改める。

(香川県子ども女性相談センター条例の一部改正)

第二条 香川県子ども女性相談センター条例（平成十二年香川県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十五条」を「第十二条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県立保育専門学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 眞鍋武紀

香川県条例第十八号

香川県立保育専門学院条例の一部を改正する条例

香川県立保育専門学院条例（昭和三十九年香川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「次の各号のいずれかに該当する」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した者その他これに準ずる者として規則で定める」に改め、同

条各号を削る。

第六条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(授業料等)

第六条 学院の授業料、入学選考の手数料及び入学金は、香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年

香川県条例第一号)の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県薬事審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第十九号

香川県薬事審議会条例の一部を改正する条例

香川県薬事審議会条例(昭和二十六年香川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第三条第一項」に改める。

第三条第二項中「任命又は」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「薬事に関し」を削り、同

号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第四条第一項中「補欠委員」を「補欠の委員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「再任す

ることを妨げない」を「再任されることができる」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条第二項中「薬事」を「当該専門の事項」に改め、「任命又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成十七年四月一日から施行

する。

香川県結核診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十号

香川県結核診査協議会条例の一部を改正する条例

香川県結核診査協議会条例(平成十四年香川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十六年法律第九十六号」の下に「以下「法」といふ。」を加え、「一の結核診

査協議会」を「一の結核の診査に関する協議会」に改める。

第四条中「結核予防法、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)」を「法」に改め、

同条を第六条とする。

第三条第二項を次のように改め、同条を第五条とする。

2 協議会は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければ、会議を開き、議決をすることがで

きない。

一 委員の過半数が出席すること。

二 法第四十九条第二項に規定する者のそれぞれ一人以上が出席すること。

三 出席する委員の過半数が医師であること。

第二条の見出し中「の任期」を削り、同条第一項を次のように改める。

委員は、法第四十九条第二項に規定する者のうちから、それぞれ一人以上を任命する。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(委員長)

第四条 協議会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第一条の次に次の一条を加える。

(組織)

第二条 協議会は、委員三人以上七人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十一号

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年香川県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表香川県立丸亀病院の項中「三六〇床」を「三二二床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十二号

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部を改正する条例

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例（平成十四年香川県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「平成十七年三月二十一日」を「平成二十一年三月二十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

卸売市場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十三号

卸売市場法施行条例の一部を改正する条例

卸売市場法施行条例（昭和四十六年香川県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「の各号」を削り、第七号を第八号とし、同条第六号中「行なう」を「行ふ」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「行なう」を「行ふ」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

第八条第一項中「知事は、」の下に「法第十三条の五第五項若しくは」を加え、同条第二項中「第五十五条」を「第十三条の五第一項若しくは法第五十五条」に、「見易い」を「見やすい」に改める。

第十二条の二第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

第十七条第一項中「の各号」を削り、同条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

第二十二条中「の各号」を削り、同条第一号中「第五十五条」を「第十三条の五第一項、法第五十五条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設地方卸売市場」という。）を開設している者は、改正後の卸売市場法施行条例（以下「新条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更につきこの条例の施行の日から起算して四月を経過する日までに、同法第六十四条第一項の規定による承認の申請をしなければならない。

3 既設地方卸売市場の業務規程は、この条例の施行の日から起算して六月を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があつた既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があつた日（当該変更の承認の処分があつた日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、新条例の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と新条例の規定が抵触する場合において は、当該抵触する部分については、新条例の規定は、適用しない。

香川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十四号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例

香川県都市公園条例（昭和三十九年香川県条例第二十号）の一部を次のように改正する。
第四条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第五条ただし書中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第七号中「車馬」を「車両」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都市公園においては、前項各号に掲げる行為のほか、その利用者等に著しく迷惑をかける行為若しくは危害を及ぼすおそれのある行為又はその管理上著しく支障となる行為をしてはならない。

第八条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、「各号」を削り、同条第二項中「各号」を削る。

第九条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「附した」を「付した」に改め、同条第三項中「二」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前一号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第九条の次に次の二条を加える。

(工作物等を保管した場合の公示)

第九条の二 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保管した工作物等（法第二十七条第一項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類、形状及び数量

二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

三 その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 前項各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、保管を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示すること。

二 特に貴重と認められる工作物等については、前号に規定する掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を県公報に登載すること。

(工作物等の価額の評価の方法等)

第九条の三 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

2 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定めるところにより、競争入札に付して行うものとする。ただし、規則で定める場合にあつては、随意契約により行うことができる。

第十条中「二」を「いずれかに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第一号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第四号中「第十一条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第十一条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第十四条の見出し中「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同条中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十五号

香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例

第一条 香川県屋外広告物条例(昭和四十年香川県条例第十八号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第二章 総則(第一条―第三条)
第二章 広告物及び掲出物件の規制

第一節 表示等の禁止及び制限(第四条―第十四条)

第二節 表示等をする者の義務等(第十五条―第二十一条)

第三節 違反に対する措置等(第二十二条―第二十五条)

第三章 屋外広告業(第二十六条―第二十九条)

第四章 香川県屋外広告物審議会(第三十条―第三十二条)

第五章 雑則(第三十四条―第三十七条)

第六章 罰則(第三十八条―第四十一条)

附則

第一章 総則

第二条中「物件」の下に「(以下「掲出物件」という。)」を加え、「美観風致」を「良好な景観を形成し、及び風致」に、「及び」を「、並びに」に改める。

第十一条から第十三条までを削る。

第十条第一項中「この条例の規定による広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の許可の

を「第六条、第七条第三項、第十一条第一項又は前条第一項の許可に係る」に改め、同条第二項中

「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「許可」を「これらの許可」に改め、同条を第十三

条とする。

第九条の見出し中「改造」を「変更等」に改め、同条第一項中「第四条又は第五条第三項の規定

による」を「第六条、第七条第三項又は前条第一項の」に、「広告物を掲出する物件を」を「掲出

物件を変更し、又は」に、「軽微な」を「軽微な変更又は」に改め、同条第二項を次のように改め、

同条を第十二条とする。

2 第十条第一項の規定は、前項の許可について準用する。

第八条第一項中「第四条又は第五条第三項の規定による」を「第六条又は第七条第三項の」に、

「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に、「附する」を「付する」に改め、同条

第十五条中「に対して」を削り、「を科する」を「に処する」に改め、同条第二号中「第五条」を

「第五条第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(更新の許可)

第十一条 第六条又は第七条第三項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件をその許可の期間を経過した後も引き続き表示し、又は設置しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

第七条中「各号」を削り、「広告物を掲出する物件で、美観風致をそこなう」を「掲出物件で、良好な景観若しくは風致を損なう」に改め、同条を第九条とする。

第六条中「条例の施行」を「場所又は場所」に、「又は場所」を「場所又は物件」に、「第二条各号又は第四条各号、第五条第二項又は第六条各号」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「第二条又は第四条」を「第四条、第五条第二項又は第六条」に改め、同条を第八条とする。

第五条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「第二条」を「第四条」に改め、同条第三項中「道標、案内図板その他公共的目的をもつた」を「次に掲げる」に、「これを掲出する物件」を「掲出物件」に、「第二条」を「第四条」に、「適用」を「適用」に改め、同項に次の二号を加え、同条を第七条とする。

一 道標、案内図板その他公共的目的をもつて表示し、又は設置するもの

二 公衆の利便に供する目的をもつて表示し、又は設置するもので規則で定めるもの

第四条中「区間を定めて知事の指定する道路、鉄道、軌道及び索道並びにこれらから展望することができる地域で知事が指定する地域」を「次に掲げる地域又は場所」に、「又は広告物を掲出する物件」を「又は掲出物件」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加え、同条を第六条とする。

一 道路、鉄道、軌道及び索道のうち知事が指定する区間

二 道路、鉄道、軌道及び索道に接続する地域のうち知事が指定する地域

三 景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画の区域のうち知事が指定する区域

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため知事が指定する区域

区域

第三条第一項中「各号」を削り、「ものには、」を「ものに」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第二項中「はり札、立看板又はのぼり旗を表示」を「はり札等（はり札その他これに類する広告物をいう。以下同じ。）、広告旗又は立看板等（立看板その他これに類する広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第五条とする。

2 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木のうち、知事が指定するものに広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

第二条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第二号中「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十條第一項」に改め、同条第六号中「美観

風致」を「良好な景観又は風致」に改め、同条を第四条とする。

第一条の二中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 広告物及び掲出物件の規制

第一節 表示等の禁止及び制限

第一条の次に次の一条を加える。

(広告物等の在り方)

第二条 広告物又は掲出物件は、良好な景観若しくは風致を損ない、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第十四条を次のように改める。

(告示)

第十四条 知事は、第四条第二号、第三号、第五号若しくは第六号、第五条第二項又は第六条各号の規定による指定をし、又はこれらを変更したときは、その旨を告示するものとする。

第三十二条を削る。

第三十一条の見出しを削り、同条を第四十一条とする。

第三十条を削る。

第二十九条第一号中「第一条又は第二条」を「第四条又は第五条」に改め、同条第二号中「第四条

条」を「第六条」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第三号中「第九条第

一項」を「第十二条第一項」に、「広告物を掲出する物件を」を「掲出物件を変更し、又は」に改

め、同条第四号中「第十二条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に、「広告物を掲出する

物件」を「掲出物件」に改め、同条第五号中「第十七条第一項」を「第二十六条第二項」に改め、

同条第六号中「第十七条第二項第一号」を「第二十六条第二項第一号」に改め、同条第七号中「第

十九条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第三十九条とし、同条の次に次の一条を加

える。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若し

くは虚偽の資料の提出をした者

二 第三十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による

質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十八条の前の見出しを削り、同条中「第十三条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同

条を第二十八条とする。

第二十七条を第三十七条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第二十六条第一項中「この条例の規定による許可を受けようとする者」を「第六条、第七条第三

項、第十一条第一項又は第十二条第一項の許可を受けようとする者」に改め、「定める」の下に「

額」を加え、「第六条」を「第六条第一項」に、「はり札又は立看板を表示するためこの条例の

規定による」を「はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置するためこれらの」に改め、

同条第二項中「第十八条の規定による講習会において、」を「第二十七条に規定する講習会」に

「三千円」を「三千七百円」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(適用上の注意)

第三十六条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二十五条を削り、第二十四条を第三十三条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第五章 雑則

(報告、立入検査等)

第三十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物表示者等に対し、広告物の表示若しくは掲出物件の設置若しくはこれらの管理に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地、建物等に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十三条を第三十二条とする。

第二十二条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条を第三十一条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条第二項第一号中「第二条第二号」を「第四条第二号」に、

「又は第四条本文」を「第五条第二項又は第六条各号」に改め、同項第二号中「第五条第一項第五号又は第十条第一項」を「第七条第一項第五号又は第十三条第一項」に改め、同項第三号中「第

十条第二項に規定する」を「第十三条第二項の規定により当該」に改め、同条を第三十条とする。

第二十条の二を削る。

第二十条中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章 香川県屋外広告物審議会

第十九条を第二十八条とする。

第十八条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、「(以下「講習会」という。)」

を削り、同条を第二十七条とする。

第十七条第一項第二号中「第十九条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十五条及び第十六条を削り、第十四条の次に次の二節及び章名を加える。

第二節 表示等をする者の義務等

(管理義務)

第十五条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者(以下「広告物表示者等」という。)は、当該広告物又は掲出物件の補修その他必要な管理を怠らないようにし、これらを良好な状態に保持しなければならない。

(許可の表示)

第十六条 第六条、第七条第三項、第十一条第一項又は第十二条第一項の許可を受けた者(以下「許可表示者」という。)は、規則で定めるところにより、その許可に係る広告物又は掲出物件に

許可の証票をはり付けておかなければならない。ただし、許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

(許可表示者の変更の届出)

第十七条 許可表示者若しくは名称若しくは住所を変更したとき、又は許可表示者の変更があつたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

(広告物管理者の設置及び届出)

第十八条 許可表示者は、許可に係る広告物又は掲出物件について、その管理を行わせるため、これを管理する者(以下「広告物管理者」という。)を置くことができる。

2 許可表示者は、広告物管理者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 許可表示者は、広告物管理者の変更があつたとき、又は広告物管理者が氏名若しくは名称若しくは住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(除却義務及び除却等の届出)

第十九条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

一 第十条第一項(第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による許可の期間が満了したとき。

二 第二十一条の規定により許可が取り消されたとき。

三 第八条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定により第四条、第五条第二項又は

は第六条の規定が適用されない期間が経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する必要がなくなつたとき。

2 許可表示者又は広告物管理者は、前項の規定によりその許可に係る広告物若しくは掲出物件を除却したとき、又はその許可に係る広告物若しくは掲出物件が滅失したときは、遅滞なく、規則

で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第二十条 広告物表示者等に変更があつた場合においては、この条例により従前の広告物表示者等がした手続その他の行為は、新たに広告物表示者等となつた者がしたものとみなし、従前の広告物表示者等に対してした処分、手続その他の行為は、新たに広告物表示者等となつた者に対してしたものとみなす。

(広告主の責務等)

第二十一条 (屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示を委託し、又は依頼して当該広告物の表示を行わせる者をいう。以下同じ。)は、その委託若しくは依頼に係る広告物又は当該広告物を掲出する物件(以下この条において「委託広告物等」という。)がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより良好な景観若しくは風致を損ない、又は公衆に対して危害を及ぼすことがないよう、当該委託広告物等の表示、設置及び管理が適正に行われるため

に必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、委託広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより良好な景観若しくは風致を損ない、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該委託広告物等の広告主に対し、前項に規定する措置を講ずるよう指導することができる。

3 知事は、良好な景観若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止のため特に必要があると認めるときは、前項の規定による指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨、当該勧告の内容並びに当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。この場合において、知事は、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

第三節 違反に対する措置等

（許可の取消し）

第二十一条 知事は、許可表示者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 第十条第一項の規定による許可の条件に違反したとき。

二 第十一条第一項の規定に違反したとき。

三 次条第一項の規定による知事の命令に違反したとき。

四 不正の手段によりその許可を受けたとき。

（措置命令等）

第二十三条 知事は、第四条から第六条まで、第九条、第十二条第一項若しくは第十六条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらの規定に違反した広告物若しくは掲出物件を管理する者、第十条第一項の規定による許可の条件に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は第十九条第一項の規定に違反して広告物若しくは掲出物件を除却しなかつた者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期間を定めて、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、五日以上の期間を定めて、その期間内にこれを除却すべき旨及びその期間内に除却しないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示）

第二十四条 法第八条第二項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

二 保管した広告物が表示され、又は掲出物件が設置されていた場所及びその広告物又は掲出物

種 別	区 分 及 び 単 位	手 数 料 の 額	
		照 明 装 置 を 使 用 し た 場 合	其 他 の 場 合
はり紙	百枚までごとにつき	四百円	四百円
	一個につき	二百五十円	四百円
はり札等	一個につき	四百円	四百円
広告旗	一個につき	四百円	四百円
立看板等	一個につき	四百円	四百円
広告板又は広告塔(広告を満のもの一件につき)	広告表示面積一平方メートル未満のもの一件につき	九百円	九百円
建物、塀その他の工作物等	広告表示面積一平方メートル以上五平方メートル未満のもの一件につき	千二百円	千二百円
又は設置する	広告表示面積五平方メートル以上	千七百円	千七百円

別表(第三十五条関係)

別表を次のように改める。

第三章 屋外広告業

- 一 法第七条第四項の規定により除却された広告物については、二日
- 二 特に貴重な広告物又は掲出物件については、三月
- 三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件については、十四日

行うものとする。

2 法第八条第三項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、規則で定める方法により

広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

第二十五条 法第八条第三項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に

(保管した広告物又は掲出物件の価額の評価の方法等)

公報に登載すること。

二 法第八条第三項第一号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する掲出物

間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物

一 前項各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、十四日間(法第八条第三項第一号に

規定する広告物については、二日間)、規則で定める場所に掲示すること。

事項

四 前二号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる

三 その広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所

件を除却した日

ものを含む。)	上十平方メートル未満のもの	一件につき		
	広告表示面積十平方メートル以上二十平方メートル未満のもの	一件につき	三千円	四千四百円
	広告表示面積二十平方メートル以上三十平方メートル未満のもの	一件につき	四千七百円	六千二百円
	広告表示面積三十平方メートル以上三十平方メートル未満のもの	一件につき		
	以上のもので一件につき			
	六千四百円に広告表示面積のうち三十平方メートルを超え、部分の面積が十平方メートルを増すごとに千八百円を加えた額		三千円	
	電柱(街灯柱)を含む。)	一個につき	三百五十円	
	電柱(街灯柱)	一枚につき	五百五十円	
	アーチ広告	一個につき	三千円	
	気球広告	一個につき	千円	

備考

1 種類の欄は、広告物又は掲出物件を表す。

2 広告物の表示の許可及びこれを掲出する物件の設置の許可の申請を同時に行うときは、これらの申請は、一の申請として手数料を徴収する。

3 電柱又は街灯柱に直接塗装する広告は、電柱広告として算定する。

4 広告表示面積により区分している広告物又は掲出物件の変更又は改造に係る許可申請手数料の額は、変更又は改造後の広告表示面積に係る手数料の額の二分の一の額とする。

第二条 香川県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第三十九条」に、「第三十条」を「第四十条」を「第四十一条」に、「第三十四条」を「第四十四条」を「第四十七条」に、「第三十八条」を「第四十一条」を「第四十八条」を「第五十三条」に改める。

第一条中「」に関するを「並びに同条第二項に規定する屋外広告業(以下「屋外広告業」という。))」を削る。

第四条第一項中「定められた」の下に「景観地区のうち知事が指定する区域及び同章の規定により定められた」を加え、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の規定により指定された雅景観地区のうち知事が指定する区域

第五十五条第二項中「（平成十六年法律第百十号）」を削る。

第九条第四号中「見とおしを妨げ」を「見通しを妨げ、」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 信号機、道路標識、踏切遮断機又は踏切警報機の効用を妨げるおそれのあるもの

第十四条中「第四条第一号、第二号、第三号、第五号若しくは第六号」を「第四条第一号から第四号まで、第六号若しくは第七号」に改める。

第十八条第一項を次のように改める。

許可表示者は、その許可に係る広告物又は掲出物件ごとにこれを管理する者（以下「広告物管理者」という。）を置かなければならない。この場合において、規則で定める広告物又は掲出物件の広告物管理者にあつては、これらの表示又は設置に関し必要な知識を有する者として規則で定める者でなければならない。

第二十三条第一項中「若しくは第十六条」を、「第十六条若しくは第十八条第一項」に改める。

第四十一条中「前三条」を「第四十八条から前条まで」に改め、同条を第五十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第一項の規定による届出を怠つた者

二 第三十五条の規定による標識を掲げない者

三 第三十六条の規定による帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿の保存をしなかつた者

第四十条各号中「第三十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第五十一条とする。

第二十九条第五号及び第六号を次のように改める。

五 第三十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第三十四条第一項の規定による業務主任者を選任しなかつた者

第二十九条第七号を削り、同条を第五十条とする。

第六章中第三十八条を第四十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項又は第三項の規定による登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

二 不正の手段により第二十六条第一項又は第三項の規定による登録を受けた者

三 第三十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五章中第三十七条を第四十七条とし、第三十六条を第四十六条とする。

第二十五条第一項及び第二項を次のように改める。

次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第六条、第七条第三項、第十一条第一項又は第十二条第一項の許可を受けようとする者 別表に定める額

二 第二十六条第一項の登録又は同条第三項の更新の登録を受けようとする者 一件につき一万

三 第三十一条の屋外広告業登録事項証明書の交付を受けようとする者 一通につき四百円
四 第三十八条に規定する講習会の講習を受けようとする者 一件につき三千七百円

2 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六十条第一項の規定による届出をした政治団体は、紙、はり、札等、広告旗又は看板等を表示し、又は設置するため第六条、第七条第三項、第十一条第一項又は第十二条第一項の許可を受けようとするときは、前項第一号に規定する手数料は、徴収しない。
第三十五条第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同条を第四十五条とする。
第三十四条第一項中「に対し」を「又は屋外広告業を営む者その他の関係者に対し」に、「管理」を「管理若しくは屋外広告業の業務」に改め、「職員」の下に「営業所その他の事業所」を加え、「若しくは掲出物件を」「掲出物件、帳簿その他の物件を」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十章中第三十二条を第四十三条とし、第三十二条を第四十二条とし、第三十一条を第四十一条とする。
第三十条第二項第一号中「第四条第二号、第三号、第五号若しくは第六号」を「第四条第一号から第四号まで、第六号若しくは第七号」に改め、同条を第四十条とする。
第三章を次のように改める。
第三章 屋外広告業
(屋外広告業の登録)

第二十六条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。
2 前項の登録の有効期間は、五年とする。
3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、更新の登録を受けなければならない。
4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされなうときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日から起算するものとする。
(登録の申請)

第二十七条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 香川県の区域（高松市の区域を除く。以下同じ。）内において営業を行う営業所（以下この章において「営業所」という。）の名称及び所在地
三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。）の氏名
四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所
五 営業所として選任される第三十四条第一項に規定する業務主任者の氏名及び所屬する営業所

の名称

- 六 その他規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、登録申請者が第二十九条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十八条 知事は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- 1 前条第一項第一号から第五号までに掲げる事項
- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

- 3 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第二十九条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二十七条第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 1 第二十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者
- 1 第二十六条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」といふ。）で法人であるものが第三十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの
- 3 第二十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 4 法に基づく条例又はこれに基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ
- り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 5 屋外広告業に関し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 6 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの
- 7 営業所ごとに第三十四条第一項に規定する業務主任者を選任していない者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十条 屋外広告業者は、第二十七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第二項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第二十七条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業登録事項証明書の交付)

第三十一条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、知事に申請して屋外広告業登録事項証明書の交付を受けることができる。

(廃業等の届出)

第三十二条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 香川県内の区域において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該屋外広告業者に係る第二十六条第一項又は第三項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第三十三条 知事は、屋外広告業者に係る第二十六条第一項又は第三項の登録がその効力を失つたとき、又は第二十九条第一項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(業務主任者の設置)

第三十四条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わなければならない。

一 法第十条第二項第三号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

二 都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として開催する講習会の課程を修了した者

三 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づき職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者であつて、その職種又は訓練科が広告美術科又は広告美術仕上げに係るものであつたもの

四 知事が、規則で定めるところにより、前三号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。

一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

三 第三十六条に規定する帳簿の記載に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、屋外広告業の業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第三十五条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十六条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導等)

第三十七条 知事は、香川県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

ができる。

(講習会)

第三十八条 知事は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、規則で定めるところにより、第三十四条第一項第二号に規定する講習会を開催しなければならない。

なければならない。

(登録の取消し等)

第三十九条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第二十六条第一項又は第三項の登録を受けたとき。

二 第二十九条第一項第一号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第三十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分違反したとき。

2 知事は、前項の規定による処分をしたときは、屋外広告業者登録簿に、その旨を登載するものとする。

3 第二十九条第二項の規定は、第一項の規定による処分をした場合について準用する。

別表中「第三十五条関係」を「第四十五条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び次項から第四項までの規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の香川県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第二十六条第一項の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、第二条の規定の施行の日から六月を経過する日までの間（この期間内に同条の規定による改正後の香

川県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第二十九条第一項の規定に基づく登録の拒否の処分があつたときは、当該処分の日までの間）は、新条例第二十六条第一項の登録を受けなければならない。

でも、引き続き当該屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるま

での間も、同様とする。

- 3 前項の規定により引き続き屋外広告業を営むことができる場合においては、その者を新条例第二十六條第一項の登録を受けた屋外広告業者とみなして、新条例第三十條第一項、第三十二條第一項、第三十四條、第三十六條及び第四十四條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。
- 4 第二條の規定の施行の際現に旧条例第二十八條第一項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第三十四條第一項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 5 この条例（第三條の規定については、同條の規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 眞鍋 武 紀

香川県条例第二十六号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年香川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号中「による第一種電気通信事業」を「第百一十條第一項に規定する認定電気通信事業」に改め、同表第三十一号中「第五十六條の十第一項」を「第七十八條第二項」に、「第五十七條第一項」を「第九十二條第一項」に、「第六十九條第一項」を「第百九條第一項」に、「第七十七條第一項」を「第百十條第一項」に、「第八十三條の三」を「第百四十三條第一項」に改める。

別表第二第十三号3中「第一種電気通信事業」を「認定電気通信事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二第三十一号の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 眞鍋 武 紀

香川県条例第二十七号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成十一年香川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

三十二 都市計画法及び都市計画法施行規則の規定による申請等に係る書類で各市町（高松市を除く。）	規則で定めるもの（別表第一の三十四の項又は三十五の項の規定により当該市町が処理することとなる事務に係るものを除く。）
-------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

別表第二の三十二の項を次のように改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県条例第二十八号

香川県営住宅条例の一部を改正する条例

香川県営住宅条例（昭和三十九年香川県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二号及び第三号」を「第一号を除く。」に改め、同項第三号中「申請」を「許可の申請」に改め、同項に次の四号を加える。

四 知事がやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入居の許可の申請をした日において、県税を滞納していない者であること。

五 入居の許可の申請をした日において、県営住宅の家賃を滞納していない者であること。

六 入居の許可の申請をした日において、県営住宅の家賃に滞納がある者と当該家賃が未払となっている期間に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として同居していた事実がない者であること。

七 同居しようとする親族のうち、前二号の条件のいずれかを具備しない者を含む者であること。

第六条の二中「次の」を「前条第一項第四号から第七号までの条件を具備する者であつて、かつ、次の」に改め、同条第一号中「申請」を「許可の申請」に改める。

第七条の見出し中「申請」を「申込み」に改め、同条中「申請」を「入居の申込み」に改める。

第八条第一項中「入居の申請」を「入居の申込み」に、「申請者」を「申込者」に、「こえる」を「超える」に、「公開抽せん」を「公開抽選」に改め、同条第四項中「が第九条第三項の規定によつて入居予定者の決定を取り消されたとき、又は」を「は第八条の五の規定による入居の許可をしなかつたとき、又は同条の規定による入居の許可を受けた者が第九条第三項若しくは」に、「入居の」を「当該入居の」に改める。

第八条の二第二項中「申請」を「申込み」に、「公開抽せん」を「公開抽選」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第八条の三 知事は、前二条の規定によるほか、老人、身体障害者、母子等の世帯その他の規則で定めらるるものの居住の安定を図るため、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、知事の登録を受けた者を入居予定者に決定することができる。

2 知事は、前項の規定による登録を受けた者が、第七条の規定による入居の申込みをしたときは、その登録を抹消しなければならない。

第八条の四 入居予定者は、規則で定めるところにより、知事に入居の許可の申請をしなければならない。

（入居の許可）
第八条の五 知事は、前条の申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、入居の許可をしなければならない。

第九條第一項中「入居予定者」を「入居の許可を受けた者」に改め、同条第二項中「入居予定者」を「当該」に改め、同条第三項中「入居予定者が」を「入居の許可を受けた者が」に、「入居予定者の決定」を「当該許可」に改める。

第十條の見出しを「(入居日の指定)」に改め、同条第一項中「入居予定者が」を「入居の許可を受けた者が」に、「当該入居予定者に対して、すみやかに入居日を指定して入居を許可」を「速やかに入居日を指定し、その者に通知」に改め、同条第二項中「前項の許可」を「前項の通知」に改める。

第十二條第二項中「入居予定者と同程度以上の収入を有する」を「独立して生計を営む」に改める。

第十五條第一項中「入居者」を「入居の許可を受けた者」に改める。

第二十五條第一項第二号中「第十條第一項」を「第八條の五」に改める。

第三十一條第二項中「申請」を「使用の許可の申請」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県条例第二十九号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年香川県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「災害派遣手当」の下に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)」を加える。

第二十二條の三第二項中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第一号中「人事委員会」を「支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で協議して教育委員会規則で定め

る期間をいう。以下この号において同じ。)につき、人事委員会」に、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第二号中「応じて」を「応じ、一箇月につき」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第三号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第三項中「交通機関等」の下に「(以下「特別急行列車等」という。)」を加え、「月額」を「額」に、「人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額(その額が二万円を超えるときは、二万円)及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の三号を加える。

一 通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。)による特別急行列車等の利用に係る通勤手当支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間をいう。以下この号及び附則第四項第一号において同じ。)

につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した支給単位期間の月数で除して得た額が二万

二 特別急行列車等の利用に係る通勤手当(前号に掲げる通勤手当を除く。)支給単位期間(一箇月を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間をいう。以下この号及び附則第四項二号において同じ。)につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額が二万円を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を超えるときは、当該教育委員会規則で定める額

三 前二号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第二十四条の八の見出しを「(災害派遣手当等)」に改め、同条第一項中「又は他の地方公共団体」を「他の地方公共団体等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 国、他の地方公共団体等から派遣された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十四条(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、武力攻撃災害等派遣手当を支給する。

5 前項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当の額及び支給については、第二項及び第三項の規定の例による。

附則第四項中「船舶」を「船舶」(以下単に「船舶」という。)に、「月額二万二千八百円の範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に」に改め、同項に次の二号を加える。

一 通勤用定期乗船券(これに準ずるものを含む。)による船舶の利用に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金の額の額。ただし、当該額を人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した支給単位期間の月数で除して得た額が二万二千八百円を超えるときは、支給単位期間につき、二万二千八百円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

二 船舶の利用に係る通勤手当(前号に掲げる通勤手当を除く。) 支給単位期間につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金の額の額。ただし、当該額が二万二千八百円を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を超えるときは、当該教育委員会規則で定める額

附則第五項中「ほか、」の下に「同項の規定による」を加える。

附 則

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第二十四条の八の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において公立学校職員の給与に関する条例第二十二條の三第一項第一号又は第三号の職員たる要件を具備する職員のうち通勤の実情を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員の利用に係る通勤手当の額については、改正後の第二十二條の三第二項第一号及び第三号の規定にかかわらず、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日の属する月までは、なお従前の例による。

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第三十号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和三十九年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（高等学校等奨学金特別会計）

第十九条 香川県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年香川県条例第四号）の規定による高等学校

等奨学金の貸付事業の経理を明確にするため、高等学校等奨学金特別会計を設置する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県立学校職員及び香川県市町立学校長費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第三十一号

香川県立学校職員及び香川県市町立学校長費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

香川県立学校職員及び香川県市町立学校長費負担教職員定数条例（昭和五十八年香川県条例第三号）

の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、〇五人」を「二、九五六人」に改め、同項第二号中「六、一四四人」

を「六、〇二人」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県文化財保護条例及び香川県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第三十二号

香川県文化財保護条例及び香川県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

（香川県文化財保護条例の一部改正）

第一条 香川県文化財保護条例（昭和三十年香川県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 県指定有形文化財（第四条―第十九条）

第三章 県指定無形文化財（第二十条―第二十五条）

第四章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財(第二十六条―第三十条の四)
 第五章 県指定史跡名勝天然記念物(第三十一条―第三十六条)
 第五章の二 県選定保存技術(第三十六条の二―第三十六条の七)
 第六章 補則(第三十七条)
 第七章 罰則(第三十八条―第四十条)

附則

第一条中「第九十八条第二項」を「第百八十二条第二項」に、「基き」を「基つき」に改める。
 第二十条第一項中「は県」を「は、県」に、「第五十六条の三第二項」を「第七十一条第一項」に改める。

第二十一条第五項中「第五十六条の三第二項」を「第七十一条第一項」に改める。
 第二十六条第一項及び第七十七条第五項中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

第三十一条第一項及び第三十二条第二項中「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に改める。
 第二十六条の二第一項及び第三十六条の三第四項中「第八十三条の七第二項」を「第百四十七条第一項」に改める。

(香川県文化財保護審議会条例の一部改正)

第二条 香川県文化財保護審議会条例(昭和五十年香川県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百五条」を「第百九十条第一項」に改める。

附則

香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第三十三号

香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例

香川県警察職員定数条例(昭和二十九年香川県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八一人」を「八二人」に、「二六四人」を「二六六人」に、「四七八人」を「四七九人」に、「四九四人」を「五〇三人」に、「五二六人」を「五三五人」に、「一、七四三人」を「一、七七三人」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第三十四号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成十二年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（免除）

第六条 次に掲げる手数料は、免除する。

- 一 国又は地方公共団体の申請に係る別表第七の三の項若しくは四の項又は別表第八に定める手数料
- 二 前号に掲げるもののほか、免除することにつき特別の理由があるものとして規則で定める手数料

別表第七の二の項の次に次のように加える。

二の一 確認事務 委託対象法人登 録申請手数料	一件につき二万三千円						
二の二 確認事務 委託対象法人登 録更新申請手 料	一件につき二万三千円						
二の三 確認事務 委託対象法人登 録更新申請手 料	一件につき二万三千円						
二の四 駐車監視 員資格者証交付 申請手数料	一件につき九千九百円						
二の五 駐車監視 員資格者講習手 料	一回につき一万九千円						
二の六 駐車監視 員資格者認定申 請手数料	一件につき四千五百円						
二の七 駐車監視 員資格者証書換 え交付手数料	一件につき二千円						
二の八 駐車監視 員資格者証再交 付手数料	一件につき二千円						

別表第七の七の項中「千七百五十円」を「千六百五十円」に改め、同表八の項中「三千三百五十円」を「三千二百円」に改め、同表九の項中「二千二百五十円」を「二千円」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、公布の日から施行する。

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県条例第三十五号

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十三年香川県条例第四号)の一部を次

のように改正する。

第二条第三項中「災害派遣手当」の下に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)」を加える。

第十四条の二の見出しを「(災害派遣手当等)」に改め、同条中「災害派遣手当は、国又は他の地

方公共団体」を「国、他の地方公共団体等」に、「対して」を「には、災害派遣手当を」に改め、

同条に次の一項を加える。

2 国、他の地方公共団体等から派遣された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関す

る法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十四条(同法第百八十三条において準用する場合を含

む。)に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、武力攻撃

災害等派遣手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県農業改良指導員資格試験条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県条例第三十六号

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県農業改良指導員資格試験条例を廃止する条例

香川県農業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年香川県条例第六号)は、廃止する。

附 則

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

2 香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第一表 手数料の部三百五十九の項を次のように改める。

三百五十九 割除		
----------	--	--

香川県改良普及員資格試験条例及び香川県地域農業改良普及センター条例を廃止する条例をここに

公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第三十七号

香川県改良普及員資格試験条例及び香川県地域農業改良普及センター条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

一 香川県改良普及員資格試験条例（昭和二十八年香川県条例第五十三号）

二 香川県地域農業改良普及センター条例（昭和三十三年香川県条例第二十六号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

2 香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第二表 手数料の部三百十五の項を次のように改める。

三百十五	削除	
------	----	--

（附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正）

3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和三十三年香川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表香川県改良普及員資格試験委員の項を削る。

香川県魚市場条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 眞鍋 武 紀

香川県条例第三十八号

香川県魚市場条例を廃止する条例

香川県魚市場条例（昭和二十五年香川県条例第十八号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

3 香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第二表 手数料の部三百九十一の項から三百九十二の項までを次のように改める。

三百九十一から三百九十二ま	で	削除
---------------	---	----

香川県公共用財産管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 眞鍋 武 紀

香川県条例第三十九号

香川県公共用財産管理条例を廃止する条例

香川県公共用財産管理条例（平成十二年香川県条例第十三号）は、廃止する。

平成十七年三月二十九日印刷発行

印刷発行所
香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

この条列は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています